

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 喜多 正敏

1 日時

平成 23 年 12 月 9 日（金曜日）

午前 10 時 3 分開会、午後 4 時 29 分散会

（休憩 10：07～10：09、10：38～10：39、11：57～13：03、15：33～15：47）

2 場所

第 5 委員会室

3 出席委員

喜多正敏委員長、後藤完副委員長、及川幸子委員、関根敏伸委員、岩渕誠委員、
☆ 下正信委員、神崎浩之委員、飯澤匡委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

千葉担当書記、工藤担当書記、千田併任書記、細川併任書記、三田地併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 環境生活部

工藤環境生活部長、伊藤環境生活部副部長兼環境生活企画室長、
谷藤環境担当技監兼産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、
伊勢環境生活企画室企画課長、平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
玉懸環境保全課総括課長、吉田資源循環推進課総括課長、
松本資源循環推進課災害廃棄物対策課長、八重樫自然保護課総括課長、
千葉青少年・男女共同参画課総括課長、佐藤県民くらしの安全課総括課長、
白岩県民くらしの安全課食の安全安心課長、
佐々木県民くらしの安全課県民生活安全課長、久喜県民くらしの安全課消費生活課
長、
田中産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室調査追及課長、
中村産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備課長

(2) 保健福祉部

小田島保健福祉部長、根子保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、
六本木医務担当技監、川上医師支援推進室長、高橋保健福祉企画室企画課長、
野原医療推進課総括課長、藤原健康国保課総括課長、小田原地域福祉課総括課長、岡

村長寿社会課総括課長、 朽木障がい保健福祉課総括課長、
奥寺児童家庭課総括課長、今野医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(請願陳情)

受理番号第4号 東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願

(議案)

ア 議案第5号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第9号)

イ 議案第20号 岩手県宮屋内温水プールの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

ウ 議案第10号 県立自然公園条例及び岩手県自然環境保全条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

受理番号第22号 こどもたちを放射線被曝から守るための施策についての請願

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第5号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第9号)

イ 議案第18号 岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

ウ 議案第21号 岩手県立福祉の里センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

エ 議案第22号 ふれあいランド岩手の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

オ 議案第23号 いわて子どもの森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

ア 受理番号第17号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願

イ 受理番号第18号 社会保険診療「歯科訪問診療」に係る算定要件の緩和を求める請願

ウ 受理番号第20号 障害者総合福祉法(仮称)の制定についての請願

エ 受理番号第21号 死別の父子家庭支援(ひとり親支援)に関する請願

オ 受理番号第23号 こどもたちを放射線被曝から守るための施策についての請願

カ 受理番号第 25 号 子どもたちの給食の安全を求める請願

(3) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○喜多正敏委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

工藤担当書記。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります、受理番号第 4 号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願については、当環境福祉委員会のほか総務委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて総務委員会との協議が必要になる可能性があるため、総務委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

それでは、受理番号第 4 号 東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願を議題といたします。

なお、当委員会付託部分は請願項目のうち、1 (2)、3 及び 4 でありますので、御了承願います。

その後当局から説明することはありますか。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 前回説明したとおりでございますので、今回は特に御説明することはございません。

○喜多正敏委員長 本請願に対し質疑、意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ないようでございますが、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○及川幸子委員 大変重要な問題であります。政府においても、また県においてもいろいろな施策の中でこの対応を図っているところですが、特にも自然エネルギーの本格的な導入という部分については今模索中であります。そういうことからかんがみて、やっぱりこれはまだ私どもも、もっともっと勉強して早急な解決はしていかなければなりませんけれども、継続をしてもっともっと力入れてやっていかなければならないということで継続を求めます。

○喜多正敏委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ないようでございますが、今継続審査との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。
暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開いたします。

次に、環境生活部関係の議案の審査を行います。

議案第5号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第9号）第3条第3表債務負担行為補正中1追加中2及び議案第20号岩手県営屋内温水プールの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件の議案は関連がありますので、一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 それでは、屋内温水プールの指定管理者指定関連議案について御説明いたします。

初めに、議案（その2）の1ページをお開き願います。議案第5号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第9号）についてであります。第3条、債務負担行為の追加及び変更は第3表債務負担行為補正によるということで、6ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正1追加の表中、2、指定管理者による屋内温水プール管理運営業務について、債務負担行為を設定しようとするものであります。詳細につきましては、議案第20号とあわせて説明させていただきます。

次に、議案（その3）の32ページをお開き願います。議案第20号岩手県営屋内温水プールの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてであります。説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております資料1、屋内温水プールの指定管理者指定関連議案についてにより説明させていただきます。

それでは、1、趣旨であります。岩手県営屋内温水プールの指定管理について、現在の指定期間が平成24年3月31日までとなっていることから、平成24年4月1日以降の指定管理者を指定するに当たり、関連する（1）と（2）の議案を提案しようとするものであります。

2、債務負担行為の設定、議案第5号の概要であります。指定管理者による屋内温水プール管理運営業務について、期間を平成23年度から平成26年度までとし、限度額を2億4,900万円とする債務負担行為の追加設定をしようとするものであります。第1期、第2期との債務負担行為額の比較につきましては、2ページの参考資料の1をごらん願います。各期の債務負担行為の額は、第1期、平成18年から平成20年でございますが、2億6,300万円、第2期が2億6,400万円となっており、第3期の債務負担行為額は第2期と比較して――下の表でございますけれども、1,500万円の減となっております。

1 ページに戻っていただきまして、3、指定管理者の指定、議案第 20 号の概要についてありますが、施設の名称は岩手県営屋内温水プールであります。指定管理者については公募を行いましたところ、2 団体から応募がありましたので、選定委員会の審査結果を踏まえ、盛岡市中央通一丁目 7 番 35 号、東京都中央区新川一丁目 21 番 2 号、宮城県仙台市青葉区上杉二丁目 3 番 7 号の岩手ビルサービス株式会社・セントラルスポーツ株式会社・陽光ビルサービス株式会社グループを指定しようとするものであります。指定期間については、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものであります。なお、この施設につきましては、施設の利用にかかる料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる利用料金制度を導入しております。指定管理者候補者の選定の経緯につきましては、2 ページの参考資料の 2 をごらん願います。選定に当たりましては、県営屋内温水プール指定管理者選定委員会を設置し、2 回の委員会を開催しております。第 1 回では、基本方針、募集要項及び選定基準を策定し、それに基づき公募を行いました。その結果、2 団体から応募がありました。

第 2 回委員会では、申請団体に係る書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、今回提案いたしました指定管理者について、リピート率向上プランや利用サービスのための自主事業計画などの内容により利用促進やサービスの向上などの審査項目でより高く評価され、候補者として選定されました。なお、選定された管理運営計画の概要につきましては、次の 3 ページに添付してございますので、参照願います。

以上で屋内温水プールの指定管理者指定関連議案についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○岩淵誠委員 1 点だけ、3 期目の指定管理ということになるわけですが、1 期目、2 期目を通じた運営上の課題は何だったのであるか、それを踏まえてどのような解決策あるいはそういったたぐいのものが選定した団体から出てきたのかどうか、それによって課題の解決につながるものかどうかということをちょっと確認させてください。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 この屋内温水プール、現在は雫石町の体育協会が指定管理を受けております。運営管理者が非常にきちっとといたしますか、実績を上げております。ただ、こちらの施設の課題は利用者をどのようにしてふやしていくか、やはり本来の目的でありますサービスの向上という点で、そこがこの温水プールの課題かと思っております。それで、今回指定管理の公募を行いまして、2 団体から応募があったのですけれども、今回候補者となりました岩手ビルサービスグループ、こちらのほうではかなりこれまで他県等で指定管理、そして屋内温水プールの利用向上に実績がございまして、今回出された計画によりまして、近隣のホテルあるいは団体と連携してさまざまな体操教室とか、あるいは観光関係もプランを企画しております。そのほか児童、成人あるいは高齢者向け、そういった対象別にきめ細かな、エアロビクスとか、ヨガ、介護予防あるいは指導担当者用のプロの方々を呼んでの講習とか、さまざまな企画をしております。また、冬期間利用者が減るわけですね。

ども、先ほど言いました観光の誘致とか、あるいは合宿の誘致ということで、今の体育協会も頑張っているのですけれども、さらに利用者の向上、サービスの向上につながるような提案をされたということで評価が高かったと考えております。

○岩渕誠委員 最後になりますけれども、具体にもし第1期、第2期の利用者の推移、それから今後、今選定されたグループの利用促進の具体的な数字等があればお示しをいただきたいと思っております。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 これまでの利用者の推移ですけれども、今手元にデータございますけれども、平成18年は5万1,000人ほど、そして平成19年はふえておまして5万4,000人ほど、平成20年もやはり同じく5万4,000人、平成21年が5万3,000人で、平成22年が昨年度ですけれども、5万人ということで若干利用者数は下がっております。あと新しいビルサービスグループのほうでさまざまなプラン等を提案しているわけですけれども、これに伴って、両団体とも具体的な利用者数の向上の目標数は提示しておりません。

○神崎浩之委員 営利団体と、それから非営利組織が申請して、しかも実績と経験があるところ以外の民間が指定を受けるということは県内でも、業界でもすごく話題になっているのではないかなと推測するわけなのです。そこで、地元にもさまざま指定管理がありまして、それがこういう形になったら結構話題になるだろうなと思って聞くわけなのですが、まず県として指定管理者の選定基準というのは施設ごとに選定基準というのがあるのか、それとも施設と関係なく県の選定基準の基本、そういうものがあるのかどうかというのをひとつお聞かせいただきたいと思っております。

それから、その中で地元の企業優先とか、そういう分野が加味されるのか、県内に営業所または支店とか、よく入札等でもあるのですが、そういう中で県内業者、地元の市町村業者とか、そういうものを加味するような特典というものがあるのかどうか確認させてください。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 指定管理者の制度の中身ですけれども、指定管理者の指定基準というのがございます、これは公の施設に係る指定管理者の指定の手续等に関する条例、これに基づいて、例えば県民の平等な利用とか、設置目的を効果的かつ効率的に達成する、あるいは管理を適正、確実に実施する、そういった能力を有している、これが基本的な基準になります。この基準に基づきまして、各施設ともそれぞれ選定の基本方針を定めております。屋内温水プールの場合は、やはり県民の平等な利用の確保、管理の適正、確実、あとは設置目的、この場合は利用促進とか、サービス向上、安全管理、そういった設置目的が効果的、効率的に達成できるか、その他の基準としまして危機管理体制あるいは情報管理、新エネルギーの普及啓発、そういったものを独自に基準を設けております。

次に、地元の企業が選定に当たって判断されるのかということでございますが、募集に当たっては主たる事務所を県内に置いてあることということで、単なる営業所ということではなくて主たる事務所を県内にということによって条件を定めております。

○飯澤匡委員 今回の選定になった3社ですね、おのおの住所が違う、現住所も違う、名称も違う。お互いの資本提携のあり方、それからお互いの役割分担、人員の配置、それらはどのようになっているのかお知らせください。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 今回この岩手ビルサービス、これは3社のグループで応募してきております。こちらの3社がそれぞれ得意分野といたしますか、役割がございまして、岩手ビルサービスは本社機能ということで、全体を統括する形になります。セントラルスポーツ、こちらは全国でプールの管理運営を受託しておりまして、他県等でも指定管理の実績はございます。次の陽光ビルサービス、これは施設の管理あるいは清掃、そういったところを本業としておりまして、こういった会社がそれぞれの特徴、得意分野を生かして今回屋内温水プールの指定管理を受託したということです。また、こちらの評価基準の中にも実績というのがございまして、他県等、県内ではございませんが、宮城県等で8施設の指定管理を受けているという実績がございます。

あと人員配置の関係ですけれども、本来はこのグループの中でも本社機能は岩手ビルサービス株式会社なのですが、陽光ビルサービスが主となって今回この応募をしております。それで、人員体制ですけれども、常勤職員は岩手ビルサービスのほうから1名、あとの11名の方々は受託当初は経験者を配置しながら地元雇用の方々の研修とかをして、徐々に地元採用のほう、もちろん岩手ビルサービス株式会社の職員ということで配置されるという計画でございます。

○飯澤匡委員 主幹会社が岩手ビルサービスということで、実際の業務は陽光ビルサービスが当たると。ただいまの答弁だと徐々に地元採用をふやしていくということですが、主幹会社とサービス、使用会社、そこら辺の何か問題があったときの責任の所在、それからサービス力の強化においては高い評点を得たというのですが、その点はどの会社がどのような実績を持って当たろうとするのか、その点についてもう少し詳しくお知らせください。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 責任の所在ということですが、これは岩手ビルサービス株式会社、こちらが盛岡市に拠点を構えまして、セントラルスポーツ——これは盛岡市にもございますけれども、そちらのほうのバックアップも得ながら適正な運営をするということです。ですから、危機管理の対応ももちろん屋内温水プールのほうで非常連絡網から、ふだんのマニュアルから、そして訓練からして職員を養成して対応すると。それでも単独で、岩手ビルサービスで対応できないような場合はセントラルスポーツ盛岡等のバックアップ体制も構築しているという計画になっております。

あと高い評価ということで、最も高い評価はサービス、利用促進あるいはサービスの向上だったわけですけれども、そこは先ほどお話ししましたとおり、セントラルスポーツが高いノウハウを持っておりまして、さまざまなスイミングの水泳教室とか、講習会とか、あるいは今後ふえると思われる高齢者向けのプランとか、そういった形でこれまでの実績、そして利用者の評価等を踏まえて今回屋内温水プールのほうにそういったものの実施を導入するという計画でございます。

○関根敏伸委員 選定理由については理解をいたしました。が、点数的な評価になっているのであるとすれば、応募された2団体の点数がどの程度開きがあったのか教えていただきたいと思ひます。

あと雫石町の屋内温水プールは、そのとおり屋内温水プールは当然メインなわけでありますが、御承知のとおり再生可能エネルギーということでチップボイラーだかを使って地域の森林組合等とも連携をしながら非常にうまく回っていると、好例だと私は理解をしております。

そんな中で、今回選定、指定管理を受けられた団体の再生可能エネルギーについて、いろいろ案を持っていらっしゃるようですが、今までの培ってきたものをどう広げていこうとされているのか詳しく教えていただきたいと思ひますし、そういった部分に対してどういう評価があったのか、過去の指定管理を受けていた団体とどう評価が違っていたのか、こういったところもちょっと聞かせていただきたいと思ひます。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 初めに、評価点数の結果でございますけれども、岩手ビルサービス株式会社グループは、平均得点が80点でございます。そして、雫石町体育協会のほうは77点、これは平均点、総合点ですが、3点差でございます。

次に、新エネルギーの普及ですけれども、今屋内温水プールにはハイブリッドの太陽光と風力を合わせた街路灯とか木質バイオマスボイラー、そういった新エネルギーのモデル的な設備を設置しております。そういうことで、これまでそういった再生可能エネルギーの設備を見学したり、あそこは観光の一つのエリアの中に入っていますので、それにあわせてそういった方々にPRして見学してもらっているというのがございます。新しい指定管理候補者に対しても、もちろんそのような形で普及啓発に努めていただきまして、今後とも見学者の受け入れあるいは説明、そういった取り組みを行ってもらおうということになると思ひます。

○木村幸弘委員 今再生可能エネルギーの質問がございましたのでちょっと確認しますが、そうすると例えば今後の受託された体制の中で、プールの運営監視、施設の監視等も含めて行わわけですが、この再生可能エネルギーのそういった対応については一定の専門的な知識を要する方々とか、そういったスタッフとかの関係は、業務体制の中で人員の配置として入っていることなのか、それとも、本務業務のプール運営にかかわるスタッフがその部分を兼業するような、そういった形でPRに努めるというような役割を担うのかという点について確認したいと思ひます。

それからもう一点は、先ほどの選考基準の中でも触れておりましたけれども、一つのこういった施設の場合、やはり安全管理というのが重要になってくるのだらうなと思ひますけれども、この資料を見て、実施体制を見ますと、設備担当が1から2名あるいは監視、指導員として3から5名と、契約社員及びパートナー社員だということなのですけれども、よくこういったプールの施設等で排水口にかかわる事故等が発生したというときに、その安全点検や適切な管理運営がどう行われているかということがどうしても問題になってまい

ります。そういった点で、これらの安全対策というところについてはどういった対応が講じられているのか。幅広くセントラルスポーツ、各プールの管理運営にも当たっているプロのようですから、そういった十分な対応があるのだと思いますけれども、改めてその点、県としてお互いにどのような確認をしていくのか、お聞きしたいと思います。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 最初に、スタッフの配置等の関係ですけれども、比べるのもどうかとは思いますが、現在の受託者は職員8名体制、それが新しい候補者のほうでは12名体制ということで、ふだんも現在より配置人員はふえる予定になっております。

そして、再生可能エネルギーの関係ですけれども、木質バイオマスボイラーのほうは、やはり規模が大きいので、それなりの資格が必要と。当然その資格者を配置していくということで、現在1名ですが、計画でも1から2名。2名ぐらいの配置になると思います。

あとそれらを今度は普及啓発に当たる場合は、もちろん太陽光発電とか、ハイブリッドの設備、ボイラーの仕組み、そういったものを見学者等にきちっと説明しなければなりませんので、それは研修というか、そういった形でもって見学者に答えられるように今後知識等を習得していくということになるかと思えます。

あと安全管理の面ですが、これは県の指導もあったのですが、今の受託者もきちっとマニュアルをつくっていただいて、プールの現場での監視も含め、あるいはプールの場合、塩素濃度等の問題もありますので、そこは毎日定期の時間にいわゆる3点の確認とか、いずれ事故が起こらないようにこちらのほうでもマニュアルとか体制を確認して緊急時の通報の仕方、そういったのも確認しております。ですから、新しい管理者に対しても最低限——現在良好に管理されておりますので、その管理の仕方、これはお願いして、さらにこれまでに培ってきたノウハウを生かした安全管理も加えた形で取り組んでいただきたいと、そのような形でこちらにも指導といいますか、契約の中にお話はしていきたいと思えます。

○喜多正敏委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号県立自然公園条例及び岩手県自然環境保全条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫自然保護課総括課長 議案第10号県立自然公園条例及び岩手県自然環境保全条例

の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その3）の15ページをお開き願います。こちらに条例の改正案をお示ししてございますが、便宜お手元に配付しております資料2の県立自然公園条例及び岩手県自然環境保全条例の一部を改正する条例案の概要により御説明いたします。お手元の資料2をごらんいただきたいと存じます。

県立自然公園条例及び岩手県自然環境保全条例の一部を改正する条例案の概要ですが、改正の趣旨は平成23年8月30日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、この中で自然公園法及び自然環境保全法の一部も改正され、国立公園及び国定公園における公園事業の執行並びに自然環境保全地域における保全事業の執行に当たりまして環境大臣の同意を要しないこととなったところでございます。このため、同様の手続形式となっております県立自然公園条例及び岩手県自然環境保全条例について、改正法律に準じた改正を行おうとするものであります。

次に、条例案の内容であります。県立自然公園条例と岩手県自然環境保全条例とも同趣旨の改正となっており、市町村が県立自然公園において公園事業を執行する場合、及び市町村等が県が指定する自然環境保全地域において保全事業を執行する場合に知事の同意を要しないこととしようとするものであります。

最後に、施行期日についてでございますが、平成24年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開いたします。

ただいまの説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第22号子どもたちを放射線被曝から守るた

めの施策についての請願を議題といたします。

なお、当委員会付託部分は請願項目のうち、環境生活部が所管する項目は1でありますので、御了承願います。当局の参考説明を求めます。

○玉懸環境保全課総括課長 こどもたちを放射線被爆から守るための施策についての請願、放射線量の測定と除染対策に関する県と市町村の取り組み状況を御説明いたします。

1点目の放射線量の測定につきましては、1の表にお示ししていますように24時間体制で測定するための固定型のモニタリングポストと、さまざまな地点を測定するための・・・。

〔「資料は」と呼ぶ者あり〕

○玉懸環境保全課総括課長 失礼しました。お手元に受理番号第22号説明資料はございますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○玉懸環境保全課総括課長 改めて御説明いたします。放射線量の測定と除染対策に関する県と市町村の取り組み状況を御説明いたします。

1点目の放射線量の測定につきましては、1の表にお示ししていますように24時間体制で測定するための固定型のモニタリングポストと、さまざまな地点を測定するための携帯型のサーベイメータ等により測定を実施しております。

モニタリングポストにつきましては、1台1,000万円以上と高額でありますため、県が測定を実施しております。具体的には現在盛岡市の環境保健研究センターで1台が稼働しております。これに加えまして、新たに年内に3台、一関市、大船渡市、宮古市に、さらに年度内には6台、滝沢村、花巻市、奥州市、釜石市、久慈市、二戸市に配備し、計10台で全県域をカバーすることとしております。

次に、サーベイメータでございますが、県では現在、各合庁に10台配備して、盛岡市は毎日、一関市は週1回、それ以外の地域は庁舎、公園等53地点で月1回測定を実施しています。特に県南部におきましては旧市町村単位で測定地点を設置してございます。このほかに市町村におきましては、保有する測定機器235台——11月15日現在でございますが、この機器と県の貸し出した機器により測定を実施してございます。なお、モニタリングポストにつきましては3台を増設する際、システムを改修し、今月末からリアルタイムで測定結果を公表していくこととしております。

2点目の放射線量の測定につきましては、(1)、(2)にお示ししておりますように、国及び県の制度等により放射線量低減のための測定、除染を実施しております。1月1日から施行される放射性物質汚染対処特別措置法と県の放射線量低減に向けた取組方針に基づく除染の二つを実施しております。

(2)でお示ししております県の補助等により県全域で実施している除染対策が先行してありまして、特措法に基づく除染実施区域の部分が今後(1)でお示ししている特措法の枠組みに移行していく形となります。それ以外の地域につきましては、引き続き現在の(2)の取り組みを進めていくこととなります。

(1)の特措法に基づく除染等の取り組みにつきましては、表のとおりでございます。県におきましては市町村の実施計画の策定や除染の実施を支援いたします。また、除染を行う場合の放射線量の基準や国の具体的な支援等については、現在国に確認しているところでございます。

次に、汚染状況重点調査地域の指定市町村でございますが、放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域につきましては、除染実施計画を策定し、国の財政支援を受け、除染等の措置を実施することになります。具体的には12月下旬に指定が告示される予定と聞いております。

次に、(2)の県の取組方針に基づく除染等の取り組みでございますけれども、市町村が実施している部分につきましては、県は局所的に放射線量が高い箇所測定及び除染を進めるため、放射線調査・低減事業を創設いたしまして、既に実施した部分を含めまして調査及び除染に要した費用の2分の1を市町村等に補助しております。市町村におきましては、これを受けまして11月15日現在であります。公園等に範囲を拡大している市町村を含め、進捗状況は既に終了が5、年内終了予定が8、年度内終了予定が20となっております。このうち学校等の教育施設や福祉施設につきましては、全市町村で終了しております。

次に、県が直接実施している取り組みにつきましては、県立学校全82校の測定を終了しております。県南地区の10校中9校の除染が終了し、残り1校も年内に終了予定でございます。県北地区につきましては、除染を要する学校はございませんでした。

○喜多正敏委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

○及川幸子委員 この放射線量の測定という詳しい内容ですね、どのようなものをされたのか、それから学校は特にホームページや報道機関よりも、父兄を通しての連絡というのはどうだったのか、その辺のところを教えてくださいと思います。

○玉懸環境保全課総括課長 測定内容につきましては、地表付近の放射線量をサーベイメータで測定いたしますが、施設の利用実態に応じて50センチメートル、1メートル、そのほかに1センチメートル、5センチメートルといったところで、小さい年齢層の施設については地表付近の低いところまではかるといった形で測定しております。場所といたしましては、校庭、園庭の中央部付近に加えまして、放射線量が比較的高いとされている軒下、排水溝のため升、こういったところを測定しておりました。また、御父兄からの問い合わせ等についてはいろいろ相談等いただいておりますけれども、こういった県の補助制度があるということをお知らせしながら市町村のほうにもおつなぎして実施しております。

○神崎浩之委員 モニタリングポストを12月末からリアルタイムでデータ公表と書いてありますが、具体的な公表方法について教えてくださいと思います。

それから、一般質問で時間がなくてできなかった内容がここにあったのでうれしく思っているのですが、モニタリングポストが一関市に欲しいということなのですが、具体的に一関市のどこに置くのかということと、それから県南というのは宮城県も含めた、それから県北も青森県の関係もあって、県北にも欲しいと思っていたのですが、二戸市のほうにというこ

とでよかったと思っております。

三つ目の質問はヨウ素剤ありますよね、こういうものは岩手県で持っているのかどうか、その辺についてお願いします。

○玉懸環境保全課総括課長 リアルタイムの公表につきましては、現在は1台しかないので、毎朝測定データをとってパソコンにつないでホームページから公表しておりますが、これがオンラインになりまして、24時間全測定局から環境保健研究センターのサーバーにデータが来まして、それがホームページでごらんいただけるという形になります。

それから、一関市のモニタリングポストについては、竹山町にあります合同庁舎の駐車場付近（後刻「一関土木センターの車庫」と訂正）を設置場所としております。

それから、ヨウ素剤の配備につきましては、本県は原子力施設の立地県ではございませんので、配備はございません。

○岩渕誠委員 これまで環境生活部におきましては、放射線被曝対策いろいろと進めてきたことには敬意と感謝を申し上げたいと思いますが、この請願の審査に当たってちょっと何点かお聞きしたいと思います。放射線量測定のところ、モニタリングポストはそのとおりであります。サーベイメータ等の等という部分、私いつも指摘をしているのですが、保有する測定機器、市町村235台、これは県のほうでも持っていてやるというのですが、正確にサーベイメータは何台で、その他の機器は何で何台かということをお示しいただきたいと思っております。

それから、一関市は週1回サーベイメータで現在はやっていると、それから県南地域は旧市町村単位に月1回測定をしているということですが、これは何で測定をしていますか。

○玉懸環境保全課総括課長 等につきましては、サーベイメータのほかに積算の線量を記録する積算線量計が10台県で保有しておまして、これを県南局に配備して、除染の作業の方に装着したりする方法で活用いただいております。

それから、週1回の測定については環境保健研究センターで所有しているシンチレーション式のサーベイメータを使っております。5センチメートルと50センチメートルと1メートルという地上の高さではかっております。

○岩渕誠委員 そうしますと、市町村で持っているやつは積算線量計とサーベイメータだということですか。ガイガーカウンタはないということですか。

○玉懸環境保全課総括課長 失礼しました。市町村で保有している台数は合計235台ございますが、内訳はシンチレーションサーベイメータが83台、それからガイガーカウンタ式のサーベイメータが5台、その他積算線量計が147台となっております。

○岩渕誠委員 機材の問題もありますから、なかなか統一的なものも難しいというのはそのとおりわかるのでありますが、精度のいいものをぜひ統一的にやっていただくようなことが必要ではないかなと思っております。

それから、この測定の方法については現状の測定の仕方といいますか、その範囲と、それから頻度については改善の余地があるかと思っております。と申しますのは、県南のほう

が、これは当然特措法に基づくぐらいでありますから、高いわけであります。そうしますと、今後国のほうでの部分もやってくるということになるわけですが、県南地域は旧市町村単位という細分化はされている。しかしながら、やはりここは月1回ということではなくて、かなりの頻度でこれやると、線量が高いということはわかっているわけですから、モニタリングという観点からいうと頻度の問題はもう少し改善をする余地があるのではないかなと感じます。これが特措法によってどのように変わるのか、もしそれが抜け落ちている場合は、県として頻度という部分については、やはりそこは工夫が必要ではないのかと。確かに全域をカバーするという観点も必要なのですが、やはり今どこが高いというのははっきりしているわけですから、そういったところから安心・安全、それから適切な情報提供すべき、これが僕は本筋だと思いますが、いかがですか。

○玉懸環境保全課総括課長 先ほどのサーベイメータの件につきましては、市町村では比較的簡易型の測定器が多いので、スクリーニングを使っておりまして、私どものシンチレーション式で最終確認をするという形で運用いただいているケースがかなりございます。それから、測定地点の範囲と頻度につきましては、旧市町村単位で配備していますけれども、それぞれ複数の測定地点を設けておりまして、これは今特措法の指定に向けて調査を進めておりますが、航空機モニタリングに加えまして、文部科学省では道路を車で走らせる走行サーベイとか、そういったものを検討しているようでございますので、それを参考にしながら地点の拡充等検討してまいります。

○岩淵誠委員 地点の拡大とともに頻度ということが問題ですから、その部分もきちんと御対応いただくようにという意味の——恐らく、この請願の細分化して定期的に測定するという中身に入るのではないかなと私は解釈をしてお話をしています。

○玉懸環境保全課総括課長 今、空から放射線が降ってきている状態は、ことしの3月、4月のころでほとんど終わっておりまして、降下物の沈着した放射性セシウムが減衰していくという状況をモニタリングしている状況でございますので、頻度をふやすというよりは地点をふやすという方向に力を入れたいと考えておりました。そういった意味で月1回の測定を維持したいと思っております。

○岩淵誠委員 理屈はわかりますが、一方でこれからいろいろ自然環境の変化に伴って、そこにいけば定着をすれば低減をするということなのですが、これは移動するということも当然あるわけでありまして、それについては質の問題、地点の問題、それから頻度の問題についても、やっぱり可能な範囲でやっていただけないかなということは、これはお話しだけして終わります。

○木村幸弘委員 今岩淵委員もお話した今回の請願にかかわる部分の第1点目にある細分化と定期的という項目は、やはりそのとおり、これまでの測定の方法、考え方からいけば県南地域にももう少ししっかりと重視した考え方を見直してやっていくべきだろうというのは、私もそのとおり率直な意見として申し上げたいと思います。

もう一つは、放射線量の公表の関係ですが、地点とそれから頻度、こういったもの

をきちきちとはかっていく中で、いかにどう情報提供するか。先ほどモニタリングポストは、いわゆるオンライン化によってホームページでデータ公表がされるということなのですが、県が先般考え方を示したのですけれども、放射線観測網によって地図を作成するということが発表されていませんでしたでしょうか。放射線観測網を全県レベルで構築して、それに基づいて全県的な地図をつくるというようなことについての報道があったのですけれども、これは県というよりは文部科学省がやることなのですか、その辺の考え方と、文部科学省がやる地図を含めて県がどういう情報をそこに提供してお互いに連携をとって、より詳細にして具体的な放射線量の県内の実態というものを公表していくかということが重要だと思いますし、これを年度内にとというような今の予定を示されているようでも、これは一刻も早く取り組むべきは取り組んでいただきたいと思うのですけれども、そういった部分もこの放射線量を公表するということとやはり一致していく取り組みになるのではないかと思ったのですけれども、どうでしょうか。

○玉懸環境保全課総括課長 放射線量の公表につきましては、モニタリングポストを今月3台増設しまして4台体制に移行します。この際にリアルタイムの公表ということになりまして、その時点でリアルタイムの公表体制が整うということになります。さらに、3月末には全県域をカバーして新システムが機能するということになります。なお、サーベイメータによる地表付近の調査については、その都度手作業ではかかっておりますので、それは測定の都度迅速に公表するという事で現在実施しておりますので、これを継続したいと考えておりました。

また、マップにつきましては、特措法の関係で文部科学省が調査している地域の地図のことだと思いますが、これが今やっている航空機モニタリングに加えまして、今月中に自動車で行くサーベイという道路の汚染をはかるという形になりますので、こういったのが複合的に地図になると聞いておりました。この際に、県のデータも欲しいと言われておりますので、これまでの測定結果を国のほうに提供してございます。

○飯澤匡委員 徐々に放射線量の測定のハード施設については着々と進めているようでございます。当初、モニタリングポストが盛岡市だけしかなかったのですが、機器が古いのではないかと、それからこれは空中線量しかはかれないのですよね。ですから、情報が少なくても過小に情報を開示しているのではないかとというようなものがありましたけれども、参考までに、このモニタリングポストが地上どれぐらいで設定されているのか、それから盛岡市の部分は何年経過して、新たに年内3台の部分の機能と同じぐらいのものが発揮できるのかどうか、もちろん県南地区には厚く、ホットスポットがこの間の文部科学省の調査でも明らかになったように、しっかりとこれからもやっていただきたいのですが、そのデータの共通性、そして発信の仕方、これらについてもしっかりと留意すべきだと思いますが、その点について確認をしたいと思います。

○玉懸環境保全課総括課長 新設するモニタリングポストについては、すべて地上の高さ1メートルで集計してございます。

それから、盛岡市のモニタリングポストは昭和 62 年度に設置しまして、老朽化しておりますので、平成 12 年ころでございますが、そのころに一度更新しております。その後、定期的に計量法に基づく校正作業をやっておりますので、性能の確認はしています。

それから、データの互換性については、現在あるモニタリングポストを全部新形式のほうに、新しいシステムに移行することになっております。測定の公表等についても新しい方法でやりたいと考えております。

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告について発言を求められておりますので、これを許します。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 それでは、お手元の報告議案、第 1 号から第 3 号の報告議案の 6 ページでございます、報告第 3 号県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告についてを御説明させていただきます。

この報告は、岩手県地球温暖化対策実行計画の策定につきまして、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第 4 条の規定により報告させていただくものでございます。計画の趣旨、概要等につきましては、便宜お手元に配付してございます環境福祉委員会資料により御説明申し上げます。資料は右上の枠内に資料 1 とあります県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告について、A 4 判のものでございます。また、資料 2、岩手県地球温暖化対策実行計画（素案）の概要、これは A 3 判でございます。資料 3、岩手県地球温暖化対策実行計画（素案）、これは冊子になってございます。これらに基づいて説明させていただきます。この実行計画素案につきましては、先月 21 日の提出予定議案等説明会におきまして概要につきましては説明しておりますので、ポイントを絞って説明させていただきます。

初めに、資料 1 でございます。2 番の策定の趣旨等でございます。本計画は、地球温暖化対策と再生可能エネルギーの導入促進施策を総合的かつ計画的に推進するための実行計画として定めるものでございます。根拠法令でございますけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 並びに新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例第 9 条に基づき定めようとするものでございます。

次に、5 番ですけれども、策定に向けたこれまでの取り組み状況でございます。本年 2 月

14日に県環境審議会におきまして、本計画の基本的方向について諮問いたしまして、11月7日付で中間答申をいただいたところでございます。この中間答申に基づいて取りまとめました計画案の概要につきましては、資料の2と3で御説明いたします。

次に、6の今後の予定ですけれども、今年26日までパブリックコメントを実施しております。その後、来年1月には環境審議会の審議、答申をいただき、最終案を2月県議会定例会に提案させていただきたいと考えております。

それでは、計画素案の概要につきまして、A3判の資料2により御説明申し上げます。A3判の資料の左下、計画の基本的事項をごらん願います。本計画は、これまでの温暖化対策地域推進計画、新エネルギービジョン、省エネルギービジョンを一本化して作成する計画でございます。計画期間は、平成32年度を目標年度といたします10カ年計画としております。4ですが、削減対象ガスは、前計画では二酸化炭素のみでございましたけれども、本計画ではフロン類やメタンなどの温室効果ガスについても対象にしております。

次に、上段の計画の目標でございます。温室効果ガスの排出削減目標は、前計画と同様に基準年を1990年といたしまして、平成32年度に30%の削減としております。削減内容ですが、前計画では森林吸収分を削減目標量に明確には位置づけておりませんでした。新計画ではこれを明確にするとともに再生可能エネルギーの導入による排出削減効果分も含めたところでございます。

次に、再生可能エネルギーの導入目標ですけれども、電力利用では出力ベースで、平成22年度実績48万1,639キロワット、これを115万6,959キロワットと2.4倍、そして熱利用は20%ほど高めることとしております。森林吸収分は二酸化炭素換算で191万6,000トンの削減量を見込んでおります。

次に、施策、対策でございます。施策の柱としましては、資料の中ほどにございますが、温室効果ガス排出抑制等の対策、再生可能エネルギーの導入促進、そして森林吸収源対策、この三つで、その柱を踏まえまして、右側にございますが、37の施策の推進方向を示し、再生可能エネルギー分野を含め多くの施策を盛り込み、推進することにしております。それでは、その内容について、資料3、冊子になりますが、計画の素案に基づきまして計画の目標、対策につきまして補足させていただきます。恐れ入りますが、資料3、この冊子の36ページをお開き願います。

36ページ、表4-1でございます。これは再生可能エネルギー種別の導入目標を一覧にしたものです。先ほど導入量は御説明いたしました。平成32年度までの導入目標量を二酸化炭素削減量に換算いたしますと、その下に1行の表がございますが、削減効果はCO₂換算で56万2,000トンとなります。また、37ページの指標の3と4でございます。新しい計画では、県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合を平成21年度の12.3%から23.9%、そしてその下でございますが、再生可能エネルギーによる電力自給率を平成22年度の18.1%から35%にそれぞれほぼ2倍と倍増させることとしております。

それでは、めくっていただきまして39ページをお開き願います。表4-2、これは温室

効果ガス排出削減目標を部門別等に分けたものでございます。一番左側が基準年でありませ平成2年、1990年の排出量でございます。そして、その右の欄が平成20年の排出量の状況でございます。特に平成2年比が書いてありますけれども、産業部門と運輸部門、これは基準年を下回っております。それに対して、民生家庭部門、民生業務部門は10%以上の増加となっております。次の右の欄ですが、これは目標年となります平成32年度の温室効果ガスの排出削減目標量でございます。これは下の備考欄、注の1にございますけれども――備考欄といいますか、下の注ですね、これは国の地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの試算等に基づきまして推計を行い、目標としているものでございます。平成2年比較ですけれども、これはその表の一番下になります。割合で、中ほどにあります、削減率30%、量では426万1,000トンほど削減する目標としております。その内訳ですが、温室効果ガス全体の削減対策、これは上の表の一番下にあります総排出量、これは13%削減する。そしてその下になります、再生可能エネルギーの導入、これによりまして3.5%削減する。森林吸収で13.5%削減する、結果30%の削減という目標としております。

次に、目標に向けた対策でございます。恐れ入りますが、めくっていただきまして、41ページをお開き願います。対策は先ほど概要版でご説明いたしましたけれども、3つの柱ということで温室効果ガス排出抑制等の対策と再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策となっております。これらに基づいてそれぞれ対策、施策を記載しております。

42ページをごらんいただきたいと思ひます。それぞれの対策分野ごとに施策の推進方向を記載してございます。そして、その施策の推進方向の下に対策に基づいた具体の施策を掲げております。このような形で各対策は盛り込まれているということでございます。

44ページをお開きいただきたいと思ひます。これは大きなくくりごとに施策の推進方向に係る取り組みの指標、そして主な施策の工程表を載せまして、理解していただきやすいように工夫したところでございます。

○玉懸環境保全課総括課長 先ほど神崎委員からお尋ねのありました一関市のモニタリングポストについては、初め合庁に設置と申しましたけれども、一関土木センターの車庫の間違ひでございました。周辺のスペースがとれなかつたので、計画を変更してございました。失礼しました。

○喜多正敏委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○及川幸子委員 立派な指針が示されました。私は思うのですけれども、このたびの災害の瓦れきは物すごい量だと思うのです。部長、この瓦れきの再生という部分はどうにお考えになっているのでしょうか、私は再生可能な部分が分類も含めてやっておりますので、大分あると思うのですが、できれば今回の震災の瓦れきの全量と各市町村のそれぞれの量、そして東京都とか、きのうは秋田県での受け入れが決まりました。そういう中で、他県にお願いしてどの程度消化するのか、そして再生エネルギーに向けたやり方はどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○工藤環境生活部長 本会議でもいろいろ御議論いただきました。瓦れきにつきまして、再

生利用するというのは焼却灰の減少、そして最終処分場の延命化にもつながるということで、スピード感との問題もありますが、基本的には可能な限りリサイクルに回すというのが基本でございます。具体的に申し上げますと、可燃物につきましては、木材等につきましてはチップ化したしまして、パーティクルボードだとか、燃料ボイラー、そういったものを使うというのが一つ、そして一番大きいのが太平洋セメント株式会社大船渡工場におきまして、これをセメント原料に使わせていただきます。そうしますと焼却灰がそのままセメントの原料となります。ただ、従来から申し上げておりましたが、放射性物質の問題と塩分の問題がございますので、塩分を洗浄することによって除去した上で、一定のレベルに下げた上でセメント材料に使うということと、セメント製品については仕上がりで 100 ベクレル以下という基準がございますので、それも守りながらその投入量を決めていくということがございます。これによりまして、今のところは 80 万トンぐらいを太平洋セメントのセメント・・・。

○及川幸子委員 太平洋。

○工藤環境生活部長 ええ、80 万トンぐらいを処理お願いしたいと考えてございます。

もう一つ、リサイクルについてはもちろん金属系のもの、鉄骨だとか、あと金物、これについてはもちろんリサイクルに回すということでやります。これも相当の量です。あとはコンクリート殻、これについては復興資材、砕いて復興資材に使うということです。公共事業がだんだんに年明けあたりから始まってくると思いますので、これは現地、現場で骨材として使うと。それと土砂がございます。土砂につきましても可能な限り復興資材として活用するという考え方で進めております。

そうした中で、どうしても処理できない県内処理が難しいというのが県の計画上 57 万トンぐらい可燃物でございます。これについては、太平洋セメント、そしてあと釜石市の古い焼却施設の復活、そして宮古市に今建設を進めております仮設焼却炉でやってもなおという分でございますが、これをやはり広域処理でお願いしたいということで、今関係先のほうにいろいろお願いしているところでございます。

先ほどお話しありましたとおり、きのうの秋田県の県議会におきまして、知事が岩手のものを受け入れるというような表明していただきました。知事初め、私もあした静岡県に行く予定にしておりますが、各団体、自治体に働きかけながら、とにかく岩手県は安全なのだということを十分 PRしながら広域処理が進むように進めてまいりたいと思っております。

○及川幸子委員 数日前に環境省とか総務省とお話する機会があったのでお尋ねしたのですが、この瓦れき処理について、本当は岩手県、自分の県で処理できるのはしたいということをお願いしたのです。そして、企業の中では手を挙げて、お金をかけないで進出したいという人もいるわけですが、再生を兼ねてですね。そういう点についてはどうなのかといいますと、環境省からは、そういうのは今後において申し出ていただければ検討していくという、いいお返事をいただきました。工藤部長、それも含めて自県での処理をやっぱりもつと

と踏み込んでいかなければ、東京に運ぶとか、かなりコストがかかりますよね。ですから、せっかく分類もしておりますので、再生可能エネルギーということで自県処理ということについてのお考えを最後にお聞きします。

○工藤環境生活部長 自県内処理できないものを他県にお願いするというのが基本的な考え方でございます。2次仮置き場におきまして破碎の作業がこれから進みます。もちろん分別が図られます。そういった中で、例えば再生利用可能なものについては内陸部にもそういったことを志向している企業がたくさんあると伺っておりますので、そういったところにも働きかけながら、また現地、現場のほうに新たに施設をつくっていただけるのであれば、なお結構でございますが、そういったところにもお願いしながら処理の受け入れ先、こういったものをさらに拡大してまいりたいと考えてございます。

○及川幸子委員 今後においてそういう廃材が骨材とか材料として生み出されるわけです。ですから、今後においても県土整備部と連携しながら道路づくりとか、それから防潮堤、防波堤にも関連があると思いますので、十分その辺のところは連携をとりながら、利用できるものは利用されてやっていくのが環境生活部だと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○岩渕誠委員 地球温暖化対策実行計画とそのほかについてちょっとお尋ねしてまいりたいと思います。

素案の作りについては大変御苦労されたものと思ひまして、これを拝見する限り、やはり再生可能エネルギーの割合と申しますか、排出、削減目標についてもかなり大きな部分を占めてくるのではないかなというふうに思っておりますが、この再生可能エネルギーの導入となりますと、これまでもそうですけれども、今の状況の中でもみんなやれやれという方向で推進力というのがかなり強いのだと思ひます。ただ、一方でいいことやっているのだけれども、再生可能エネルギーの場合はお金がかかるよねというので、いつもこれが進まないというのは、この再生可能エネルギーに携わってきた皆さんのジレンマという部分だったと思ひます。

そういう中で、これはあくまでも素案ですけれども、これを推進していくために行政コストとして実際に何個をつくって、風力を8.6倍にするのだとか、いろんな具体の数字の裏づけ的なもの、つまりどのような行政コストを投資をしていくのだという見通しもないと、なかなか進まないのだと思ひます。一方で、やはり風力にしても非常にすぐれた環境はあるのですが——これは発送分離という話がありますけれども——確かにそれがかなり極めて有効に機能する地域と、岩手のようになかなか有効に機能しない可能性がある地域では、やっぱりその地域によって差が出るというのは、実態だと思うのです。こういう部分で割り増し経費になるということも、岩手の場合はあると思うのです。そうしますと、やはりそういった部分についてのコスト的なものは実はこれぐらいかかるのだと、それに対してやはり行政とすれば、実現させるために踏み込んでここまでやるのだよというある程度の部分を示していかないと、やっぱり計画だけが積み上がってしまって、最終的に検証する段階になると

やっぱり同じ課題が繰り返されましたねということになるのだと私は思うのです。そういう意味では、素案の段階とはいえ、お金も含めて、人も含めてどこまでやるのだということをはっきり示す必要が僕はあるのではないかと考えておりますが、その辺のお考えをちょっとお示しいただきたいと思います。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 大規模発電施設の立地、この場合確かに初期投資が数億円、10億円以上かかるということで、そのコストがかなり負担になっていると。あわせてもう一つのコストがソフト的なコスト、これももちろん費用、人手かかるということでございます。それで、まずにハード面のコストに対する対応ですけれども、金額が非常に高い、その中で再生可能エネルギー、大規模発電の立地を進めるということで、これは国策で、例えば経済産業省は設備投資に対して10分の1補助、さらに送電線と蓄電池に対して3分の1の補助ということで、コスト面の低減を図るという政策はとりますので、それを活用したいと。

そして、最も基礎になるのが8月に成立しました再生可能エネルギー特別措置法、この買い取り価格、期間によってコストに見合う売電収入が入ると考えられています。特に3年間は優遇期間ということになっておりますので、各排出事業者ともその期間にできるだけ計画を動かす、そういったことでいろいろ活発に取り組みは進めております。そのほか県としても地熱、風力、太陽光、それぞれの開発事業者の計画等をお聞きして、それに対して各省庁の支援策が導入できるか、その辺の助言も行いまして、少しでもコストの軽減を支援していきたいと考えております。

あともう一つ、事業者にとって採算性が見込まれた場合でも、また別な課題がございます。太陽光は今回土地の調査をしてマッチングしますけれども、立地候補地の確保、選定がなかなか事業者では難しいという課題がございました。また、風力はイヌワシ等の自然保護との調和ということで、そういう問題もございます。地熱については、自然公園内の立地が多いですので、そういった公園内での手続、これらにつきましては相当の労力が必要だという話は伺っていますので、その部分はこちらのほうでも少しこれまでとは異なって踏み込んだ形、これは関係団体とも対策を協議して少しでも立地の環境が整うように今動いているといたしますか、対策を進めているというところです。

○岩淵誠委員 私は大規模発電のみについて聞いたつもりはなかったのですが、国の法律に基づいて、あるいは国のシステムに基づいて、あるいは個別省庁の補助金をどうやってとってくるか、こういう発想では、やはりこれはなかなか、では岩手県でという部分になりますと非常に弱いのではないかなと考えております。本当に岩手県が再生エネルギーに踏み出して、この計画を担保するというのであれば国の政策の上を行く上乗せ、横出しという部分、これはコストの部分を含めて、ある程度のビジョンを描いてやっていかないと、やっぱりそれは結局横並びになってしまうわけですね、全国横並びになると、それはコストがかからなくて、行ってしまいますよ、それはどう見たって。それを岩手県に持ってくるということになれば、相当の覚悟を持ってやはり政策誘導していかないと、これはなかなか実現し

ないのではないかなということに僕は懸念をしております。それが今までやはり繰り返されてきたことではなかったのかなと思っております。大変条件的に合っている、いわゆる発電条件としては合っているが、しかしながら立地条件が厳しいというのがいつも岩手県の課題でございますので、これを一步踏み出した形で計画を担保するような施策というのをしっかりと打って行っていただきたいですし、そういった考えをぜひ早急にまとめて出していただきたいなという部分でございます。お考えがあれば部長お願いします。

○工藤環境生活部長 御指摘のとおりでございます。まず支援措置、財政面のことでございますが、国の第3次補正予算によりまして環境省と経済産業省がそれぞれ大型の予算を措置いたしました。経済産業省のものは総額で326億円と伺ってございます。これを5年間で一たん外郭団体のほうに基金という形で預けて、それを活用しようというようなものと聞いております。

それと環境省のほうは今内々、岩手県のほうに200億円というようなオーダーの金額を基金という形で支援できるというお話が来てございます。そういったことで、先ほどの経済産業省の支援についても、あと環境省の新たな第3次補正予算の支援につきましても地域については被災地、被災県ということで限定していると伺ってございますので、県の財政が非常に厳しい中、しかも、相当多額の開発資金を要するものについて、どんなものがどんな形で県がさらに支援できるかということについては、今検討させていただいてございます。

済みません、環境省は200億円と言いましたけれども、100億円ちょっと超えるぐらいのものでございます。それもやはり基金化して5年ということでございます。若干中身をお話しさせていただけば、環境省はどちらかという防災拠点施設、公共あるいは民間も含めた、そちらのほうに比重が置かれてございます。民間事業者に対しては、例えば今までも地熱発電についてはなかなか探查費用が、初期投資が問題になっておりますので、そこについてはちょっと手厚くとなってございます。経済産業省のほうは、もちろん事業者に対して直接支援するという内容でございます。

まず、基本的にはこれらを組み合わせて、そしてあとプラス県で何ができるかということについて検討していきながら、計画に盛り込まれている目標の達成が進むように努めたいと考えております。

○岩淵誠委員 わかりました。その件については、早期に県としての考え方も、サポートの体制も含めてやっていただきたいと思えます。

あと2点だけ確認のためにお伺いしておきます。瓦れき処理の関係であります。瓦れき処理といいますか、被災した建物でまだなかなか解体をされていないというケースが沿岸でも内陸でもあると認識をしています。それは、やはり本来であれば国費で賄うということでありましたけれども、そこにまた中小企業要件なるものが出てきたおかげで地場企業で、本当にエリアそこでしかやってないのだけれども、自己負担になってしまって解体費用ですと何千万円とか億単位でかかるかもしれない、こういう企業がまだある、あるいは経済団体があるということございまして、この問題については従前より指摘をしてきたわけで

ございますが、これについて県も努力するというようなことでお話をいただいておりますが、現時点でどうなっているのか、そしてまたこの交渉をしないと、やっぱりまちづくりこれからどうするのだということと、それから企業がどのような負担、資金計画をしていくのだということにも直結してまいりますので、そこで解体費用を、これは県、地元としてはどのように考えるのかという問題が出てくると思うのですが、その辺をどうお考えになっているのかお聞かせいただきたいことが1点。

それともう一点、食の安心・安全の観点で、東京食肉市場での生体検査が年明けにもスタートするやに聞いております。現状での進捗状況と、岩手県の対応について確認の意味で聞いて終わります。

○松本災害廃棄物対策課長 瓦れきに関係いたしまして、建物の解体の関係でございますけれども、本来災害廃棄物処理の補助制度につきましては、廃棄物になったものについて補助をするということが原則になっております。ただし、今回の地震、津波による被害が甚大であったことということで、過去に阪神・淡路大震災のときの補助のフレームと同様に建物の解体についても補助をするということになっております。ただし、委員御指摘のとおり中小企業法に基づく中小企業についてということ、あるいは民家についてということもございます。ということで、県内にも幾つか地場で営業している大企業あるいは組合等もございますけれども、残念ながら市町村の補助の事業には相入れないということで、現在も引き続き国のほうに補助の枠を広げていただくようお願いをしているところでございます。

〔「県の独自の」と呼ぶ者あり〕

○松本災害廃棄物対策課長 県の対応といたしましては、引き続き国費でやっていただけるようお願いをしていくということで進めているところでございます。

○白岩食の安全安心課長 牛肉の検査体制についてですけれども、流通課と情報共有しながら進めているところですが、仙台市、埼玉県では出荷再開しまして、12月から千葉県も再開したということで、今東京都については全頭検査のほうについては出荷を再開しているのですが、今のところは若干難色を示しているところでございますが、また再度東京都のほうと協議をするということで、私どものほうと情報共有しているところでございます。

○神崎浩之委員 次の請願に給食の話が出てくるわけなのですが、食の安全安心担当のほうに例えば子供たちの給食についての不安、そういうものが寄せられているのかどうか、それからあと牛乳の関係について。それから、粉ミルクの問題が出ましたので、これについても何か問い合わせが来ているのか。

それから、白岩課長は今までいろんな経験をなさっておりますので、ちょっとお知恵を拝借したいのですが、母乳が安心だと思って母乳を飲ませたら、子供にすごい高い量が出たのだという話なのです。地元の野菜を食べているのですよね。そんなこともありまして、母乳の関係でいいのかどうか、これは直接関係あるかどうかわからないのですが、今までの経験からちょっとお知恵をおかりしたいなと思います。

○白岩食の安全安心課長 学校給食についての不安とかについては、私のほうには直接今

のところ情報は回ってきていませんが、スポーツ健康課のほうから情報共有して、こんなことが来ているということは私たちも承知しているところでございます。

それから、牛乳については原乳とかの調査をしまして、ホームページでも公開しておりますが、確かに委員おっしゃるとおり県南のほうは若干高いのですが、まず規制値を大きく下回っているというところで、今のところ特に私たちのほうに情報は入っておりません。

それから、粉ミルクも大きくマスコミ等が出たところですが、直接問い合わせは来ていませんが、私ども厚生労働省のほうに確認しまして、これについて今後どのような対応が求められるかということを一昨日聞きましたけれども、特にこれについては厚生労働省としては今大きく動くということはないですけれども、淡々と事実をしっかりと迅速に公表するという話をいただいたところです。

母乳については、野菜の問題とかいろいろあるわけですが、私どものほうで放射線のセミナーを今まで4回ほどやりましたが、国立がんセンターの先生をお呼びしてやったときに、総合的ないわゆる内部被曝、外部被曝、それから医療被曝とか、そういったことがあって、例えば野菜を食べないときのがんになるリスクとか、いわゆるCTを受けたりするときの医療被曝とか、そういったことを総合的に考えながらということで、正しい情報を得ることが必要ですし、母乳をやっているお母さんたちもですが、私たちの行政としてはそういった正しい情報を適切に出すことが大切ではないかと思っておりますので、今後もそういった情報提供には努めていきたいと思っております。

○飯澤匡委員 地球温暖化対策実行計画について、岩渕誠委員と同じような趣旨でお尋ねをしたいと思うのですが、今回の目玉は温暖化対策ということもありますが、やはりキーワードは再生可能エネルギーの導入ということになるのだらうと思っております。

そこで、ただいま岩渕委員からも指摘がありましたけれども、今回電力利用等各種の施策目標を具体的に設けたことについては評価をしたいわけですが、きのう本会議で知事が答弁したように、キーワードはやはりエネルギーの地産地消、これについては一生懸命やるという答弁がありました。地産地消するためには、ではどうするのか、スマートコミュニティの形成だとか、そのためにはどうするのか、スマートグリッドを使うのだと、それから今回被災した地域には特区制度を利用してこのような地域の振興もともに図っていくのだと、やっぱりそのような苦勞の中で具体策を設けながら、先ほど財源という話もありましたが、そこにあって初めて説得力が出てくるのではないかと思うわけです。大変失礼ですが、言葉の並びだけではなかなか実行計画にならないのではないかなというように私は思うのですが、その点について、特に地産地消の部分について知事はきのうしっかりと答弁しましたので、どのように踏み込んでいくか、今は素案ですけれども、その点についてお伺いをしたい。

それから、運輸部門についてですが、私の認識は二つございます。今のガソリンや軽油の部分については、大変技術革新が今進んでおりまして、今後一層、温暖化対策に寄与すると思うのですが、あと一方、電気自動車、EVについても蓄電池の技術開発によって、

今後私は急激に小型自動車は進んでいくのだろうと。それから、それについて、例えば電気ステーションの整備、これについても少し言及があってもいいのではないのか。

それから、モーダルシフトについては、今回瓦れき処理で列車を使って東京都に持って行きましたね。今は海上よりも実は鉄路のほうが現実的に進んでいくのだろうというような動きにあります。実際船は確かに大量で運べますけれども、時間的なロス、それから時間を稼ぐと思ったら燃料をいっぱいいたかなければならないというような事例もありますし、当時モーダルシフトという概念を用いていたときよりも随分と技術的な部分については追いついていないというのが現状です。そこら辺も県土整備部と鉄路、それから海路の部分についてもしっかり検証して、計画の中に上げる必要があると思います。これは意見でございますので、何か所感があったら1点目、2点目お願いします。

○工藤環境生活部長 エネルギーの地産地消についてお尋ねがございました。またスマートグリッド、スマートコミュニティーについてもお話ございました。

今回の大震災を通じて、東北電力から大都市に立地した発電所から電気を分けてもらっているというのが非常に危ういということが指摘されたと考えてございます。復興計画の中では、災害時においても一定のエネルギーを自給できるようなシステム、そういったものを構築していく必要があるということで掲載させていただいておりますが、まさに地場にあるエネルギーを活用していくということがこれからの課題と考えてございます。その点なかなか厳しい部分もあろうかとは思いますが、住宅あるいは事業所へのソーラーパネルの普及、さらにはバイオマス系のエネルギーとか、あとは小水力だとか、そういったものを組み合わせながら、地域の中で可能な限りエネルギーを賄う、そしてそれをさらに風力発電だとか、メガソーラーとか、そういったものが後押しをするという形が進めばいいなと考えてございます。

スマートグリッドのお話もございました。これについては、特に沿岸の市町村の中で関心を示しているところがございまして、研究会みたいなものを釜石市とか大槌町とか、あるいは久慈市ですか、そういったところで開催するというようなことを聞いておりまして、それには我々も参加させていただいておりますが、災害時に送電線を一たん遮断して、そして開閉器みたいなので一たん遮断して、その地域で発電したエネルギーをその地域内だけで使うというような、そこまでの仕組みづくりというのはやっぱり相当まだ試行段階というのですか、研究段階のものもあると聞いておりますので、そういったものももちろん視野に入れながら今後エネルギーの地産地消というものが進むよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

あとCO2削減に関連しまして、電気のお話がありました。運輸部門につきましては、基準年よりも削減されていると、エネルギーの使用量が減少しているということで大変努力いただいていると考えてございます。また、最近関東自動車工業でも新しいハイブリッド車を出すとかという話がありますし、日産のリーフとか、三菱自動車の小型ですが、電気自動車がございます。そういった技術革新というものをさらに国のほうでも後押しをしていた

だきながら進めていただくことがトータルでのCO₂の削減につながるものということで、ぜひ運輸部門においてもそういった新しい技術を取り入れてやっていただければと思います。

モーダルシフトもお話ございました。ちょっと今鉄道と船については、どちらがどうだというのは知見を持ち得ないわけですが、よりエネルギー効率のいい部門を選択するという形で、それについても念頭に置きながら進めたいと考えております。

○飯澤匡委員 この間の震災で、やはりもう時を待てない、例えばもうドア・ツー・ドアで持っていくと、中間在庫を持たないというジャストインタイム輸送が既に確立されていますので、特に製造業などでは自衛策として、既に自家発電、それもガスを使ってというような自衛策も既に動いているのです。そのようなこともしっかりと実態を見ながら——ただいまの答弁を聞いているとどうしても市町村の枠を越えて県が主体的にどうやって特区制度を生かしていくかとか、どのような確立をしていくのかというのがなかなか見えてこないのが残念でございます。やはり思い切った指針を定めた地産地消というところに力点を置いた部分で戦略的にこの地球温暖化対策実行計画に入れるのかどうかという部分もありますけれども、そこを念頭に置かないと、ある自治体では確かにたくさんの企業が来ている提案があるそうですけれども、この間ここにいらっしゃる委員の方々もある講習会でお話いただいたのですけれども、企業だけでは自治体は選別できない。できる企業は自分たちの利益のために最終的には走りますから、全体的な中長期的な計画の中でどういうエネルギーを使って、どういう効果的なものをつくるのかというのは、専門的な知識と、それから計画がなければできないのだというような話をいただきました。大変示唆に富んだお話だと思って聞いておりましたが、やはりもうちょっと踏み込んでやる必要があるのではないかとこのことを指摘して終わります。

○木村幸弘委員 私も今回の地球温暖化対策実行計画について御意見を申し上げたいのですが、まず一つ、やはり何と言っても、いろいろ議論されたように今回の計画は再生可能エネルギーの取り組みが私は本当に大きな注目される部分なのだろうなと思っております。これまでの温暖化計画というと、どちらかといえば我々自身省エネ、省エネという形の中で、いかにエネルギーを節約して節電に努めて、そしてCO₂を抑制するかというようなところで議論していく、そういった温暖化計画が前面に出ていたわけでありましてけれども、それから再生可能エネルギーという新しい、今までもあったのだけれども、実はなかなか具体的に我々の感覚の中ではちょっと遠い存在だったものが、今回の震災、原発問題を契機にしてより身近なところで自分たちでももっとやれることがあるのではないかと意識が変わってきているという部分でいえば非常に大きな要素を持っているだろうと思います。

そこで、12ページ、13ページでは、県営施設等を含めた実績といたしますか、導入の状態を示しているわけでありまして。あとはさまざまな補助、導入促進事業などを載せていただいておりますが、これに対して36、37ページでこれからの導入目標ということで、それぞれ先ほど説明のあった、例えば12.3%を23.9%に倍増化を図るのだということで目標の数値

としては示されるのですけれども、そうするとこの根拠になっている 12.3%のもともとの数字というものは、今のこの計画の中身で言うと県営施設等を中心にした実態から見た目標設定の仕組みで計算、数値目標出しているのか、その辺のところをちょっと確認したいと思いますが。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 この 37 ページの目標 23.9%とか 35.0%、この目標はその前のページにあります、36 ページですけれども、このエネルギー種別ごとに太陽光発電、これは住宅等の小さな太陽光からメガソーラーも含めております。風力発電、これは基本的には大規模ということなんです。水力は小水力という推計になります。あと地熱。バイオマスは木質系が主ということになります。これを現状から、戻りますが、12 ページにあります、県営施設とか市町村の施設、もちろん住宅、事業所、そういったのをすべて含めて推計して、原油換算にして全体のエネルギー量、導入量を計算しているところでございます。ですから、12 ページでいきますと、これは当然どんどんふえてくると。特に市町村のほうの施設整備は飛躍的に伸びるのかなと考えております。

○木村幸弘委員 わかりました。だとすると、まずは現状のところの情報というか、データというか、そういうところ、前に私も環境生活企画室のほうから資料をいただいて、10 月の段階で県内の新エネルギーの導入状況、県だけではなくて市町村、学校施設、教育施設や民間あるいは一般の住宅、さらには風力発電を行っている事業所ごとにどれだけの実態になっているのかとか、そういったものを資料としていただきましたけれども、この辺のところをきちんと現状という形でデータの中にきちんと組み込んだ上で、そこから出されてきた目標というところでこの 23.9%や 35.0%という倍増の数値が具体的に現在の実態に照らし合わせたときに、例えば太陽光発電であれば住宅 8,471 世帯に対して目標のところできちんと 1 万 9,871 世帯にふやすという形で数値化が見えるのですけれども、ところが小水力の関係を見ると 2 箇所が 6 箇所になるというのはどこの何をもって 2 が 6 になるのかがわからないですね。今の私がいただいている資料だと全体で小水力発電、いろんな部分含めると 47 件あるわけですが、その実態との関係でいえばどうなのかというところとか、数値として目標を示すときにどういう形になっていくのかという具体的なものをもう少ししっかりと示していくということと、あわせて先ほど来議論があるように、まさにそこに向かって市町村にはどういう支援や補助があるのか、あるいは事業所に対してはどういう支援があるのか、具体的なところを財政的なものも含めた政策の規模というものをきちんと示すべきだろうと思いますけれども、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 前に提出させていただきました資料、これは現状でございますので、種別ごとにどういった施設にどれだけ設置されて、出力がどのくらいという資料は提供しております。新しい目標になりますと、例えば住宅のほうは今の状況から新しい施策をとることによって、どれくらいの伸びが見込まれるか、そういったような推計でやっております。それに対して大規模発電施設の場合は、立地を検討している事業者とのヒアリングを行いまして開発計画、そういったのに基づいて行っております。ただし、これを具

体的に出すのは企業の場合、立地場所の問題とか、小水力も含めてさまざま情報の管理ということもあって今の段階ではお示しができないということで大きな導入量とか、大体の施設ということでこちらのほうでは導入量を見ております。

次に、各開発事業者、市町村、一般住民の方、事業所等に対して今後こういった導入に対して、どういった支援が入っていくのかということでございますが、市町村に対しては、それこそ来週から説明に入りますし、市町村の計画を聞きながら、年を越すと思いますが、年度内に具体的な支援施策を示していきたいと、そして市町村の計画を確認していきたいと思っております。

あと住宅とか事業所に対しても今検討しているところでありまして、それが具体化に入りましたならば周知していきたいと思っております。

あと大規模発電施設のほうは、事業者も各省庁の動向とか、規制緩和にも関心持っておりますので、その辺は紹介しますし、こちらのほうでも特に規制緩和のほうは具体的な課題等を確認しまして、早急に取りまとめていきたい、そしてお示ししたいと思っております。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆さんは退席されて結構でございます。御苦労さまでございました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。

議案第5号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第9号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費、第3条第3表債務負担行為補正中1追加中3から5まで及び2、変更中1並びに議案第18号岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第21号岩手県立福祉の里センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第22号ふれあいランド岩手の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上4件の議案は関連がありますので、一括議題といたします。当局からの提案理由の説明を求めます。

○根子副部長兼保健福祉企画室長 それでは、議案第5号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第9号）、議案第18号岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第21号岩手県立福祉の里センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第22号ふれあいランド岩手の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上四つの議案について説明いたします。

初めに、議案第5号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第9号）のうち公の施設に係る指定管理議案に関連する債務負担行為補正部分を除く補正予算について御説明申し上げます。

お手元の議案（その2）の3ページをお開き願います。議案第5号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第9号）のうち当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費17億4万8,000円の増額と4款衛生費8億756万3,000円の増額で、合わせて25億761万1,000円の増額補正であります。当部関係の補正後の歳出予算総額は、今回補正のない当部関係災害復旧費等を含め1,509億652万8,000円となるものであります。補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。

お手元の予算に関する説明書の14ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2,501万3,000円の増額は管理運営費で、今般の大震災津波に係る災害復旧及び復興支援のための他県等からの派遣職員の給与費等に係る負担金等について補正しようとするものであります。2目障がい者福祉費15億8,853万5,000円の増額は、障がい者自立支援対策臨時特例事業費のうち都道府県特別対策事業費補助で、今般の大震災津波により被災した居宅介護支援事業所及び相談支援事業所の復旧に要する経費等を補助しようとするものであります。次の障害者自立支援対策臨時特例基金積立金は、国の第3次補正予算により居宅介護支援事業所の復旧支援、障がい福祉サービスの基盤整備支援及び被災者のこころのケア対策に要する経費として追加される交付金を積み増ししようとするものであります。

次の障がい福祉サービス復興支援事業費は、今般の大震災津波からの復興期において、障がい福祉サービス事業所が安定した福祉サービスを提供できるようにするため、障がい福祉保健圏域ごとに社会福祉法人等に障がい福祉サービス復興支援拠点——仮称でございませけれども——の設置を委託し、事業所等へのアドバイザーの派遣などにより業務の支援を行おうとするものであります。

15ページにまいりまして、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費3,604万6,000円の増額は、児童養育支援ネットワーク事業費で、今般の大震災津波により被災した子供たちのこころのケアを中心とした総合的な支援を行うため、専門家等の人材を要する恩賜財団母子愛育会が設置する東日本大震災中央子ども支援センターに児童精神科医の派遣などの業務を委託しようとするものであります。

次のいわての学び希望基金未就学児童給付事業費は、今般の大震災津波による被災孤児及び被災遺児の数が継続調査の結果後の推計により44人から84人に増加したため、未就学児童への給付金を増額補正しようとするものであります。2目児童措置費4,857万9,000円の増額は児童保護措置費で、今般の大震災津波による被災孤児の里親委託児童数が増加したことにより委託料を増額補正しようとするものであります。

16ページにまいりまして、5項災害救助費、1目救助費187万5,000円の増額は、災害弔慰金負担金で、9月21日から22日にかけて本県に上陸した台風15号により発生した土

砂崩れで死亡した1名の方の遺族に対する市町村の弔慰金支給に要する県負担金を補正しようとするものであります。

17 ページにまいりまして、4 款衛生費、1 項公衆衛生費、4 目精神保健費 2 億 7,480 万円の増額は被災地こころのケア対策事業費で、今般の大震災津波による被災者の精神的負担を軽減するため、専門機関に県こころのケアセンター等の設置を委託し、長期にわたる継続した専門的ケアを実施しようとするものであります。

18 ページにまいりまして、4 項医薬費、2 目医務費 2 億 7,276 万 3,000 円の増額は、被災地医療確保対策事業費で国庫補助対象経費の確定による被災地医療確保対策緊急支援事業費補助の減額がある一方、被災した医療施設の機能回復等に要する経費について増額補正しようとするものであります。

次の被災地遠隔診療支援事業費補助は、被災地の医療提供体制を確保するため、ネットワーク回線で結ばれた県医師会が運営する仮設診療所で、岩手医科大学が行う遠隔診療に要する経費を補助しようとするものであります。4 目薬務費 2 億 6,000 万円の増額は、被災地薬局機能確保事業費補助で、被災地の医薬品供給機能を確保しようとするため、被災した調剤薬局の施設設備の整備に要する経費を補助しようとするものであります。

次に、公の施設に係る指定管理議案に関連する債務負担行為補正部分を除く債務負担行為補正について御説明申し上げます。議案（その2）に戻っていただきまして、議案（その2）の8 ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の2変更中、当部所管の事業は1番のやさわの園整備で、今般の大震災津波の発生により本年度の工事着手がおくれたため、翌年度にわたる限度額について変更しようとするものであります。

次に、補正予算のうち公の施設に係る指定管理議案に関連する債務負担行為補正について御説明申し上げます。ページが戻って恐縮でございますが、6 ページをお開き願います。議案第5号、第3表債務負担行為補正の1追加中、3番から5番まででございます。当部関係で指定管理者を指定しようとする施設、福祉の里センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森について、期間は3施設とも平成23年度から平成26年度までとし、また限度額につきましては福祉の里センターは1億5,600万円で前回と同額、ふれあいランド岩手は5億9,700万円で前回に比べ300万円の増、いわて子どもの森は5億1,300万円で、前回に比べ900万円の減でございますが、それぞれの額に設定しようとするものであります。なお、これらの限度額につきましては、これまでの管理運営費や利用料収入の実績をもとに調整をいたしまして算定したものでございます。

次に、議案（その3）の30 ページに掲載しております議案第18号並びに33 ページ及び34 ページにそれぞれ掲載しております議案第21号及び議案第22号の公の施設に係る指定管理議案についてであります。これらの議案につきましては便宜お手元に配付しております資料により御説明いたしますので、お手元に配付してあります資料、公の施設に係る指定管理関連議案の概要をごらん願います。当部関係で指定管理者を指定しようとする施設、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、岩手県立福祉の里センター、ふれあいランド岩手の

3施設について御説明いたします。

初めに、議案第18号の岩手県立視聴覚障がい者情報センターについてですが、岩手県立視聴覚障がい者情報センターは、いわて県民情報交流センター条例により、政策地域部所管の県民活動交流センター及び教育委員会所管の県立図書館とあわせ3つの施設を一括して規定し、管理している施設であります。この3つの施設について、指定管理者をグループ全体の統括を担う株式会社NTTファシリティーズほか合計6者によるグループに指定しようとするものであり、指定の期間は平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間とするものであります。また、前回と同様に施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる利用料金制度を採用しようとするものであります。

なお、指定管理候補者の選定の経緯についてですが、資料の2ページの岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定することについてをお開き願いたいと思います。2の指定管理者の候補者選定の経緯でございますが、まず(1)の選定方法について、総務部管財課で策定した公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドラインにおいては、原則公募、適当な理由があるときは非公募で指定管理者を選定することとされており、当センターに関しましては、これまで公募により選定してきたところでありますが、次の指定管理者については非公募により現在の指定管理者である株式会社NTTファシリティーズを代表とした6者で構成するグループを指定管理者の候補者として選定したものであります。

次に、非公募にした理由についてであります。まず一つ目として、平成24年度からの次期管理者の公募選定に当たり、県議会からの御指摘を踏まえ、より競争性を確保するため、図書館業務を分離した新スキームによる指定管理への移行を前提に検討作業を進めていたところ、東日本大震災津波の発災に伴い、新しい公共支援事業など震災対応業務を優先したことにより検討作業を一時中断せざるを得なかったものであります。

二つ目として、東日本大震災の発生によりいわて県民情報交流センターも臨時の避難所として災害対応業務を行ったことから、その業務をも振り返って検証を行い、次期指定管理者の公募選定に反映させることとしたものであります。

三つ目として、平成24年度に大規模事業評価を実施する予定であります。評価調書の策定に当たっての作業内容について、新スキームでの指定管理者の公募選定に反映させることとしたものであります。

次に、現在の指定管理者を候補者とした理由についてであります。まず一つ目として、現在の指定管理者は県による評価において現行指定管理者の管理運営業務が適切であると認められるものであり、また外部委員で評価するいわて県民情報交流センター評価委員会における評価もおおむね良好であります。

二つ目として、いわて県民情報交流センターは盛岡市の指定避難所となっておりますでしたが、東日本大震災の発生に伴い、現在の指定管理者は地域住民や新幹線等の乗客、いわゆる帰宅難民など避難してくる被災者を受け入れ、臨時の避難所として適切な運営を行ったと認められるものであります。

次に、その他でございますが、11月11日に開催いたしましたいわて県民情報交流センター評価委員会において、来年度1年間に限り現在の指定管理者を指定管理者の候補者とすることについて御意見を伺ったところ、御了解をいただいたものであります。

次に、(2)のいわて県民情報交流センター評価委員会の概要についてであります。いわて県民情報交流センターの指定管理者の業務に関する外部評価等を行うため、平成21年10月に有識者による評価委員会を設置したものであります。評価委員会は、委員長である岩手県立大学の佐藤教授ほか合計5名で構成され、いわて県民情報交流センターの管理運営の評価や、指定管理者の業務に関する検証、助言などを行っていただいております。

次に、3の指定する指定管理者の概要についてであります。まず(1)の指定管理者の名称及び住所について、指定する指定管理者はグループ全体の統括を担う東京都港区の株式会社NTTファシリティーズ、運營業務全体を担う盛岡市菜園の株式会社盛岡博報堂、運營業務のうち図書館業務を担う東京都文京区の株式会社図書館流通センター、保守管理業務を担う東京都新宿区の鹿島建物総合管理株式会社、清掃業務を担う盛岡市大通の社団法人岩手県ビルメンテナンス協会並びに警備業務を担う盛岡市盛岡駅西通の岩手県ビル管理事業協同組合の6者によるグループであります。

最後に、(2)の指定期間についてであります。前述のガイドラインにおいて指定期間はおおむね3から5年程度とされ、第1期及び第2期は3年間の指定期間としておりましたが、新スキームにより指定管理に移行するための暫定措置として、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間とするものであります。

恐れ入りますが、資料の1ページに戻っていただきまして、次に議案第21号、議案第22号関係の岩手県立福祉の里センター及びふれあいランド岩手について御説明いたします。これらの2施設の指定管理者につきましては、公募を行いましたところ、いずれも1団体から応募がありましたので、選定委員会の審査に基づき岩手県立福祉の里センターは、現在の指定管理者と同じ大船渡市立根町の社会福祉法人大洋会に、ふれあいランド岩手は、現在の指定管理者と同じ盛岡市三本柳の社会福祉法人岩手県社会福祉協議会にそれぞれ指定しようとするものであり、指定の期間はいずれも平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とするものであります。また、2施設とも前回と同様に施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる利用料金制度を採用しようとするものであります。

指定管理候補者の選定の経緯についてですが、資料の4ページ、利用型社会福祉施設の指定管理者を指定することについてをお開き願います。まず、2の指定管理者候補者の選定につきましては、利用型社会福祉施設指定管理者選定委員会、委員長の岩手県立大学社会福祉学部長、佐藤教授を初め資料に記載の合計5名の皆様をお願いしたところでございます。

次に、3の候補者選定までの経緯でございますが、8月に第1回の委員会を開催して基本方針を決定いただき、また9月の第2回目には募集要項を決定いただいたところでございます。その後公募いたしましたところ、2施設ともに現在指定管理者として指定されている

者からそれぞれ応募がございまして、応募のあった者について 10 月 20 日の選定委員会で審査、選定いただいたところでございます。

審査の概要でございますが、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑を行った上で審査いただき、その結果、管理計画が適正と認められる社会福祉施設の管理運営実績を有しており、施設の機能を十分に発揮した管理運営を行う能力があると認められるとして、それぞれ指定管理候補者を選定いただいたところであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容並びに岩手県立視聴覚障がい者情報センター、岩手県立福祉の里センター、ふれあいランド岩手の 3 施設に係る指定管理議案の内容であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○及川幸子委員 ただいまの説明で最後のほう、ふれあいランド岩手、同じ指定管理者なのですが、第 2 期のほうがなぜ 300 万円多くなったのですか。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 ふれあいランド岩手の今回と第 2 期のほうでございますけれども、管理運営につきましては 600 万円ほど減っておりますが、利用料の減免の関係で、減免される高齢者の数が年々伸びておりまして、その分が収入として入らなくなりましたので、差し引きで管理運営のほうも減ってございますけれども、利用料収入のほうも減っているということで、その分として年間 100 万円程度見込んでおりますけれども、3 年間で 300 万円ふえるといったような計算になってございます。

○神崎浩之委員 補正予算と、それから指定管理者についてお聞きをいたします。

最初に、補正予算は障がい者福祉費の中で、今般入所施設が 1 カ所やられたわけなのですが、この施設の今後の見通し、再建の見通しについて、障がい者の入所施設の 1 カ所について教えていただきたいと思えます。

それから、医務費の被災地遠隔診療なのですが、これは具体的にどういうものをやりとりするのか、内容を教えていただきたいのと、それから県の医師会の仮設診療所についてはどのぐらいをめどに期間を考えていらっしゃるのかなど。その後、このシステムはどうなっていくのかなというように、県立高田病院の仮設ということもありますので、お聞きをしたいと思います。

それから、あとは要望なのですが、こころのケアなのですが、特に子供に関することなのですが、これからクリスマスが近づいてくると寂しくなるわけですね。それから、みんなが年末年始、お正月ということで周りが騒がしくなると自分は寂しくなるわけですね。それから、来年の 3 月 11 日ですね、その近辺というのもやはり思い出してくるので、その辺について手厚く対応していただきたいなということ、これは要望であります。初めにそこをお願いします。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 被災して全壊、流失をした入所施設、山田町の施設が 1 カ所ございまして、既に 8 月には、仮設型のグループホームができて、それまで避難をしていた入所者の方々、職員ともども仮設型のグループホームに移行して安定した

生活をしております。施設の再建につきましては、現在国のほうの机上調査を行っている最中でありまして、おおよそまとまりつつございますけれども、それが終了して国庫補助内示を受けて、それから工事着工していくということになると思いますが、この施設の土地についてはもう既に確保されておりまして、法人所有の土地でございますので、建設に支障はございませんので、内示があれば工事の着手に入っていくと、遅くとも来年度中にはオープンできるのではないかなと考えてございます。

○野原医療推進課総括課長 被災地遠隔診療支援事業費についてでございます。こちらにつきましては、岩手医科大学と県医師会が運営する陸前高田市の仮設診療所との間をネットワーク回線で結び、岩手医科大学が行う遠隔診療実施をそれぞれに対して支援するものですが、特にも陸前高田市で皮膚科の開業医の先生が被災をされたということもございまして、皮膚科の支援、今医師会の支援で日曜日開業してございますが、多数の患者が来ているところでございます。こういった皮膚科の部分の支援、大学間を結びまして、支援をしていきたいというものでございます。まずは実証として、安全性でありますとか、また有効性、こういったものをきちっと実証、評価をした上で、この後につなげていきたいというものでございます。

このめどでございますが、陸前高田市の仮設診療所につきましては仮設住宅等がある期間設置されているのではないかと見込んでいるものでございますが、今後の市の医療の復興状況にあわせて運営をしてきた、医師会と協議をしながら運営について検討していくものでございます。それに伴いまして、このシステムについてでございますが、まずは当面は今の皮膚科のニーズに対して支援をしよう、また実証的なモデル事業として行っていくというものでございますが、この評価が定まった上で、この地域での継続、また他地域への展開といったものにつなげていきたいと考えます。

○神崎浩之委員 障がい者施設は意外と早く復興するのだなと思って、よかったと思います。

それから、今の遠隔診療についてもほかの展開が——みんな医療過疎ですからね、いいなと思っていました。

指定管理者についてなのですが、岩手県社会福祉協議会と、それから岩手県社会福祉事業団があるわけなのですが、前回もこういうわけなのですが、今後例えば期間を延ばすようなお考えがあるのかなということが一つです。3年、3年でいくのかということと、それから逆に、これ聞いて今すぐ答え出るかどうかなのですが、岩手県社会福祉協議会には多くの県の職員や、それから県職員のOBが行っているのですよね。その数について聞きたいなと思っているのです。同じく岩手県社会福祉事業団についても県の現役の職員、それからOBの方も行っていると承知しているわけなのですが、この辺の数についてももし今わかれば、わからなかったら後からでもいいのですけれども、お知らせいただきたいなと思います。先ほどの説明で適切な運営であるということということは、県の職員が行っているから適切な運営なのかということもあって、逆の意味では延ばすようなこともいいのか、そ

れとも県の職員が行っているところだから指定されやすいというような見方もありますので、その辺についてお願いいたします。

○喜多正敏委員長 今御質問がありましたけれども、岩手県社会福祉事業団については現在の議案になってないので、次のいわての子どもの森のほうでお願いしたいのですが、よろしいですか。

○神崎浩之委員 はい、よろしいです。

○喜多正敏委員長 それ以外の部分で。

○小田原地域福祉課総括課長 今般の指定管理の期間についてでございますけれども、東日本大震災津波の関係がございまして、それぞれ公募するに当たりましては応募団体が十分な準備期間がとれないだろうと、そして今後の競争原理を働かせた公募を考えたときに5年という御要望もこれまでいただいておりますけれども、今回は3年ということで、次期更新時に当たりましては御要望の関係を検討していくと、そういうことで今回は3年とさせていただいたところでございます。

○根子副部長兼保健福祉企画室長 県の社会福祉協議会の県の職員、現職及びOBの関係という話でしたけれども、現職の職員は1名派遣しております。それから、OBとしては事務局に1人、それからふれあいランド岩手のほうに1人ということで現職、OBの方々が勤務しております。

○関根敏伸委員 1点、児童措置費についてお伺いいたします。里親の委託料が増額になっている状況でございますが、遺児、孤児の問題が生じたときに施設なのか、里親なのかという議論も随分あったようでございます。現状、この震災で遺児、孤児になられていらっしゃる方が地域の里親のもとでどういう暮らしをされているのか、まずその現状をちょっと教えていただきたいなと思います。

○奥寺児童家庭課総括課長 被災孤児の関係でございます。11月末現在――8月末からこれは変わってございませんけれども、93人ということで、ほぼこれは確定したのではないかと考えてございます。

それで、おかげさまで11月末の里親認定委員会というのがございまして、これでほぼ固まったということでございますが、親族のもとに行かれている、里子として委託しているというのが57名、それから同じく親族ではございますが、里親という形での委託まではいいいいというようなことで、それでも親族というのが11名、それから実は母子家庭のお母さんが亡くなって孤児になったという形がかなり多くございまして、ということは実のお父さんが実はおられるケースが多いわけです。それで、こういう災害ということがございまして、その後いろいろ親族間の協議等があつて、親権を戻して、変更して、その離れていたお父さんが引き取るという形もございまして、こういうのが11名。それとあとは既に他県のほうに転出しておられるのが11名おります。これは、その大半がやはり親族の引き取りでございます。そして、3人ほど実は震災の前から児童養護施設等に措置されていた子供が3人ほどございます。児童養護施設と、それから里親ですけれども、これはそのまま継続という形

で、結果的にほとんどが親族等の家庭での養育ということになってございまして、新たに児童養護施設等への措置になったという子供は幸いにもゼロという結果でございまして、ほぼこれで一応固まったのではないかと考えてございます。

○関根敏伸委員 里親制度そのものは私もよくわからないものですから、ちょっとその辺も含めて全容はわかりました。

そうすると、93人の孤児のうちまず57人が親族であり、里親という立場で預けられていらっしゃる。あとは里親という立場をとらないで親族の方に11名今暮らしていらっしやると、あとは母子家庭でいろんな、もとのだんなさんとか、そういった家庭とか県外にと、こういう状況なわけなのですね。これは、里親の認定を受ける受けない、57名と11名というのは、これは孤児にとって、あるいは引き受けられる方々にとってどういう違いが出てくるのか、基本的なところ教えてください。

○奥寺児童家庭課総括課長 里親になりますと、まず子供の生活費ということで月4万7,000円と少しですけれども、それプラス教育費が月々ちょっとつきますので、子供1人月額約5万円、その生活費が出ます。それで、厳密にいきますと二親等以内の親族里親、おじいさん、おばあさんの場合はここまでですけれども、さらにおじいさん、おばあさんというパターンもございまして。これは制度の中身で言うと養育里親とは言うのですけれども、実質は親族里親なのですが、三親等になりますと現状9月1日からちょっと制度改正をしまして改善されまして、さらに里親手当として7万2,000円ほどそれにプラスされます。そういう経済的な支援がずっと子供が18歳あるいは高校卒業まで続けられるというようなこと、そういった大きなメリットがございまして、それからその期間終了までそれぞれ児童相談所の担当がきちっとつきまして定期的な訪問したり、相談に乗ったり、子供の様子をうかがったりと、そういった長期的なケアができるというメリットもございまして。

それから里親にならないよと、ならなくてもちゃんと面倒見るよという方々がそういうところにおられる子供が11人おりますが、これは児童相談所がすべて話し合いに入って、意思を確認して、里親制度の紹介もしながら、そしてその上で親族の中での話し合い等ややって、里親にはならないけれどもというような意思を確認した上でそういう結論を得ておりますが、しかしながら児童相談所としてはそういった親族についても関係なくというようなことでなくて、引き続き定期的な訪問はしながら、様子もうかがいながら、親族の相談にも乗る体制をこれからとっていくということで申し合わせをしているところでございます。

○関根敏伸委員 大体概略は理解いたしました。そうすると、まず93人の方の孤児の中で里親を希望されたけれども、行けなかったという方は実質生じてはいないととらえていいですね。あと里親として引き受けるかどうかはその親族の方なり、引き受け手の方の意思によるけれども、仮に里親という形をとらなくても、かちつとした形で行政が定期的に関係を見に行くとか、いろんな形で指導されながら孤児の方、それから親族の方、きっちりとした関係が築かれているかどうか、定期的に判断をしていくというように判断をしていいわけ

ですね。

あと最後になりますけれども、現在県内に里親として、これ登録という形になるのですか、どうなのですか、こういったことはそうそう生じることではないと思うのですけれども、いろんな方で里親必要とされる方がいらっしゃる事態も生じかねないわけですしけれども、どういう状況になっているのかだけちょっとお知らせいただきたいと思います。

○奥寺児童家庭課総括課長 今回の大震災津波の被災孤児に関してのこの里親についてはすべて5月からスタートしてございますが、毎月1回審査会を開催して、それぞれ全員、審査会を通して認定されたものでございます。このほか従来からの、県内でも一般の里親、まだ子供の委託を実際に受けていない里親もかなり多数ございますし、あとは今回の震災を機に新たにそういった養育里親として登録をされている方も数組新たな認定をしております。

○木村幸弘委員 私からは児童養育支援ネットワーク事業費の関係ですけれども、恩賜財団母子愛育会から専門医の派遣をいただいて業務を委託するということなのですが、具体的にはどのような派遣によってこの業務の中身ですね、もう少し詳しく説明いただきたいし、それから学校等におけるカウンセリング等も含めて、学校は学校でまた行っている部分あるのですが、子供たち全体取り巻く状況の中でのこころのケアという意味で言うと今回の派遣された専門の担当の方と、学校との関係とか、そういった部分はどのような連携がとられるような仕組みをとっているのか、その辺お伺いしたいと思います。

○奥寺児童家庭課総括課長 今般の12月補正で計上してございます東日本大震災中央子ども支援センターというものへの委託の中身でございます。これは東京都にございます恩賜財団のほうに——全国的なセンターということでございまして、それぞれ被災県、岩手県、宮城県、福島県のほうから委託料をそれぞれ措置しまして、運営されるものでございますけれども、やはり一番の重要なところが専門家の派遣、あつせんといいますか、具体的に申し上げますと専門の児童精神科の医師の派遣をお願いするということでございまして、現在、県として子供のこころのケアの関係では宮古市、釜石市、それから大船渡市にそれぞれ子どもこころのケアセンターというのを設置しまして、約週1回程度専門の児童精神科医の派遣をいただいているところですが、それぞれ他県からの応援の先生ということでございまして、なかなか長期的な派遣が難しい状況にあるということでございまして、これについてこのセンターでの全国的な調整の上での派遣というのを私どもも大いに期待しているところでございますし、あわせて二つ目に重要なところとしては研修関係ですね、子どものこころの研修関係をこのセンターにも一括してお願いできれば、今までは例えば児童相談所とか、あるいは民間のユニセフとかと共同しながら、そういった現地での関係者に対する研修は重ねてきましたが、そういったところを一括してお願いできればというようなことでございます。

それから、お尋ねにありました教育委員会との連携でございしますが、教育委員会は主にスクールカウンセラーを中心に現場でのそういった子どものこころのケア体制をしております。

ますが、現地でのスクールカウンセラーから、さらにこういったより専門性のある児童精神科への連携といえますか、現状でもやってございますけれども、やはり非常に被災地で専門のドクターが週1回程度来てくれて診てくれるというのは、いわば最後のよりどころというようなことで非常に評価も高いものですから、そういった形で現在も教育委員会のスクールカウンセラーの皆さんとは連携をしているところでございまして、これは引き続き実施していきたいと考えてございます。

○木村幸弘委員 そうすると、確認ですけれども、今までは他県からの応援で週1回宮古市、釜石市、大船渡市でそういった子どものころのケアという体制をとってきたけれども、今回改めて財団にお願いをすることによって、それにかわる専門医としてのスタッフを確保して、今まで行われている週1回の体制を維持していくということでもいいのですか、それとも加えての考え方でこれが入ってきて、さらに充実を図るという意味なのか。

○奥寺児童家庭課総括課長 私どもの考え方としては、現状の3地区での週1回程度のそういった専門の先生の派遣は最低限維持していきたいということでございまして、できればその上に、さらに日数の増加とか、先生の増員とかといったことが図ってもらえれば非常に私どもとしてはうれしいと考えてございます。

○喜多正敏委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

議案第23号いわて子どもの森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての審査に先立ち、委員会条例第15号の規定により、副委員長と交代させていただきます。

〔喜多正敏委員長退室、後藤完副委員長、委員長席に着席〕

○後藤完副委員長 次に、議案第23号いわて子どもの森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○根子副部長兼保健福祉企画室長 それでは、議案第23号いわて子どもの森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての議案を御説明いたします。

議案（その3）の35ページでございしますが、便宜お手元に配付しております資料により御説明いたしますので、お手元に配付してあります資料、公の施設に係る指定管理関連議案

の概要をごらん願います。いわて子どもの森の指定管理者につきましては、公募を行いましたところ、1団体から応募がありましたので、選定委員会の審査に基づき現在の指定管理者と同じ盛岡市高松の社会福祉法人岩手県社会福祉事業団を指定しようとするものであり、指定の期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とするものであります。

指定管理候補者の選定の経緯についてですが、既に説明しました岩手県立福祉の里センター及びふれあいランド岩手と同様に10月20日の利用型社会福祉施設指定管理者選定委員会で審査、選定いただいたところでございます。また、前回と同様に施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる利用料金制度を採用しようとするものであります。

以上が議案第23号いわて子どもの森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての概要であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○後藤完副委員長 ただいまの説明に対し質疑はありますか。

○及川幸子委員 先ほどふれあいランド岩手の債務負担行為限度額がふえたということで理由をお聞きしました。今度いわて子どもの森、これは利用者がふえているのか、減っているのか、その現状をまずお示しいただきたいと思います。

○奥寺児童家庭課総括課長 いわて子どもの森に関しましては、平成21年度に大規模なリニューアルをしたということで、その効果もございまして平成22年度は20万7,000人余の利用、入館者ということで、平成21年度の15万8,000人ぐらいからかなり伸ばしてございます。さらに、今年度、平成23年度につきましても10月末の段階で既に19万2,000人余の入館者数を数えてございまして、引き続きリニューアル効果が継続している状況と考えてございます。

○及川幸子委員 リニューアル効果が大変大だったということですが、申しわけありません、リニューアルに関した費用どのくらいかかったのでしょうか。

○奥寺児童家庭課総括課長 約1億8,000万円ほどでございました。

○及川幸子委員 約1億8,000万円ですね、今年度もかなりの人数がふえているということですが、年間を通した平成23年度末までにはかなりの人数が伸びるのではないかと思うのですが、その相乗効果は1億8,000万円に比例するくらいのものになるとお考えですか。

○奥寺児童家庭課総括課長 やっぱ子ども森はたくさんの子供が来てこそその施設なものですから、やはり多くの子供たち、お父さん、お母さんも一緒ですけれども、来てくれることが何よりの効果だと思ってございます。実は20万人を超えたのは平成15年度の開館のときの年度が27万人でございましたが、それ以降は20万人を割り込んでいたものですから、そういった意味ではリニューアルをしてその予算をつけていただいた効果が十分あると考えてございます。

○及川幸子委員 実は私も2度ほどお邪魔したのですが、かなり交通の便が悪いというのが難点だったのではないかなと思います。今のお答えですと親子でそうして訪れるという

部分に大変期待を込めているようなので、今後においてもどうぞ努力されて、私も3度目また足を運んでみようと思っていますので、頑張ってください。

○神崎浩之委員 私も2回ほど行っているのですが、一般人としてなのですが。やっぱり県南から言わせれば、すごい立派な施設があったのだなと思ったのです。最初だから本当にわからないのですが、あの地にああいうすばらしいものをもともと立地したというその背景を教えてくださいなということです。

それから、あと宿泊もありますよね、泊まったのですけれども。1回は雪の中に行ったのが1回、あとは泊まったことが1回あるのですが、あそこもやっぱりすばらしい宿泊施設だったのですが、宿泊の人数というのをもしわかれば。本来であれば冬季の利用についても聞きたいところなのですけれども、それについてはいいです。冬は大変でしたとだけお伝えしておきます。

それから、岩手県社会福祉事業団についてなののですけれども、県の職員、それからOBの方、職員が行っていると思いますが、その人数についてお伺いします。

○奥寺児童家庭課総括課長 立地の経緯ということでございますけれども、まず一つ大きな目標と申しますか、それは県北の地域振興に大きく資する部分があるのではないかと申すようなことで、それが大きなポイントということでございます。それから、あとは立地上、やはり自然豊かな立地でございますので、そういった自然も大いに活用できるのではないかなというような、そういったこともございました。

あと宿泊の実績はちょっと調べさせていただいて、後でお答えしたいと思います。

○根子副部長兼保健福祉企画室長 岩手県社会福祉事業団への県職員の派遣の関係でございますけれども、現職でございますが、全部で35名派遣しております。事業団の事務局に1人、それからあとはそれぞれの施設に、34名ですが、そのうちの大半29名は療育センターの看護師を中心に派遣しているという状況でございます。それから、OBの職員につきましては事務局に2人勤務しております。

○神崎浩之委員 利用しての感想というか、何も事業団でなくてもいいのではないかと申す気持ちがあるのです。利用してみても宿泊施設、それから体験的なこと、いろんなこと、私も赤いところにぎゅっと顔やって、あれだけすばらしいモニュメントでないのですけれども、あれがでると申すのはすごいことなので、公募したらここしか手挙げなかったという理由にはなるのですけれども、逆に地元であれば県北の振興であれば、そういうような団体を教育しながら指定管理者のほうに手を挙げさせるような、そういう働きかけも重要ではないかなと思っています。ほかの施設いろいろありますけれども、そういう委託先の対象となるべき公っぽい施設もあるわけなのですけれども、この施設については何も事業団がという気持ちがありますので、今後単なる公募ではなくて、地域のそういう団体を育てて担わせるような御努力もしていただきたいなというようなことを思って、ちょっと所感をお願いしたいと思います。

○小田島保健福祉部長 今回岩手県社会福祉事業団だけが手を挙げてきたということで、

そこが指定管理者になったわけでありましたが、委員御指摘のような形で、例えばそういうことを受けられるような団体がいっぱい出てきますと、地域で新たな雇用も生まれるわけでありまして、それはそういうことが望ましいわけでありましてけれども、一方で、例えばこういう子どもの森の受け皿として育成するみたいな形になりますと、これまた県と民間との兼ね合いでなかなか難しい問題があると思います。いずれNPOにいたしましてもいろいろなそのほかの受け皿にいたしましても、育ってきてできるだけいろんな形でこういう公的なものとかかわるような形で受けることができるような形になっていくことが望ましいと思いますので、これは当部ばかりではなくてNPO・文化国際課ですとか、ほかの関係のところもみんなあると思いますので、民間とのいろんな協働の仕組みの中で育つような、そういうことを働きかけをしてまいりたいと考えております。

○後藤完副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤完副委員長 神崎委員、先ほどの宿泊の件は答弁いただきますか。

○神崎浩之委員 はい。

○後藤完副委員長 よろしいですか。

○奥寺児童家庭課総括課長 もう少し時間をいただきたいと思います。

○後藤完副委員長 では、後でお願いいたします。

○神崎浩之委員 いいですよ、それ関係なく採決して。

○後藤完副委員長 ほかに質疑はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤完副委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤完副委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤完副委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

〔後藤完副委員長、委員席に着席、喜多正敏委員長、委員長席に着席〕

○喜多正敏委員長 次に、請願陳情の審査を行います。

受理番号第17号子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○奥寺児童家庭課総括課長 それでは、便宜お手元に配付してございます子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願の説明資料によりまして参考説明をいたします。

まず、請願事項1の現行保育制度を堅持・拡充することについてであります。1ページの1をごらんいただきたいと思っております。まず、現行の保育制度についてでございますが、児童福祉法第2条では、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う旨規定をしてございます。

同じく第24条では、市町村は、児童の保育に欠ける場合で保護者から申し込みがあったときは保育所で保育しなければならない等と規定をしてございます。

次に、2をごらんください。本年7月に国の少子化社会対策会議で決定された子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめの概要をまとめたものでございます。ポイントの一つは、すべての子供への良質な成育環境を保障し、子ども、子育て家庭を社会全体で支援することとされておりまして、子ども手当や地域子育て支援などの実施、それからこども園の創設による給付システムや施設の一体化を行うとしております。

ポイントの二つ目は、新たな一元的システムの構築として、市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づく計画の策定や新システムの給付、事業を実施し、国、県は市町村を重層的に支えること、また国、地方、事業主、個人など社会全体で費用負担することとされております。

次に、3をごらんください。この子ども・子育て新システムの実施に伴い、今後いわゆる新システム法の制定及び児童福祉法の改正が予定されており、従来の児童福祉法第24条による保育の実施のみならず子ども、子育てに関する市町村の役割、責務を明確にしつつ、すべての子どもの健やかな育ちを重層的に保障することとされる見込みとなっております。

次に、2ページにまいりまして、4をごらんください。これは、請願事項の2とも関連をいたしますが、現行の保育制度では、利用者は市町村と契約する方式となっておりますが、新たな制度においては、利用者とかども園が契約し、市町村は客観的基準に基づく保育の必要性の認定のほか、質の確保された保育の提供や子どもが確実に保育を受けることができるよう利用者を支援するなど市町村が適切に関与していくこととされております。

次に、請願事項2の子ども・子育て新システムを撤回することについてであります。これまで本県では、全国知事会を通じ必要に応じて本システムに対する意見等を申し述べてきたところでありますが、全国知事会としても国と地方の協議の場や国のワーキングチームに参画するなど新システムの撤回を求めるとの立場はとっていないところでございます。

次に、5をごらんください。参考までに、国の今までの検討の経過と今後のスケジュールを申し上げますと、国の子ども・子育て新システムの検討に当たっては、昨年6月に少子化社会対策会議において、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を決定し、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループのもとで幼保一体化ワーキングチームを9回開催するなど議論を積み重ねてきたところでございます。また、本年7月には子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめが少子化社会対策会議において決定されたところです。今後このワーキングチーム等の議論を踏まえ、年内に成案を取りまとめ、平成23年度中に税制抜本改革とともに所要の法律を国会に提出することとされてございます。

次に、請願事項3の国の責任において認可保育所の整備を行い、地方自治体の待機児童解消に向けた取り組みを支援することについてでございますが、3ページの6をごらんください。認可保育所の整備や待機児童の解消に向けた取り組みの実施主体は市町村とされているところでございます。国及び県では、市町村の待機児童解消に向け、子育て支援対策臨時特例基金の保育所緊急整備事業などによりまして、保育所の整備に必要な財政支援を行った結果、県におきましてもこの3年間で41カ所の整備が実施され、853人の定員増が図られたところでございます。県としては、平成24年度以降も実施できるよう子育て支援対策臨時特例基金を恒久的な制度として安定した財源の確保を図るよう国に要望しているところでございます。

次に、請願事項4の子育て支援関連予算の増額についてでございますが、7をごらんください。国では子ども・子育て新システム制度の導入に当たっては、潜在ニーズを含む保育等の量的拡充や職員配置の充実など必要な事項について、財源を確保しながら実施するとしております。この追加所要額は2015年度で1兆円超と見込まれているところでございまして、所要の予算の確保につきましては、先ほどの税制抜本改革とあわせて現在検討されているものと伺ってございます。

次に、請願事項5の保育所の基準についてでございますが、8をごらんください。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、本年4月に制定された地域主権改革に関する第1次一括法により都道府県条例に委任することとされましたが、このうち保育所の職員の配置基準及び面積基準については、現行の国が定める基準を下回ることができないとされている従うべき基準とされているところでございます。本県での条例制定に当たりましては、厚生労働省令で定める基準に適合する範囲で保育所等関係者や保護者等の意見も十分踏まえながら今後検討を進めることとしてございます。

次に、請願事項6の制度設計に当たって、関係団体等から十分な意見聴取を行うことについてでございますが、9をごらんください。こども園の創設など幼保一体化の制度設計に当たっては、幼保一体化ワーキングチームを設置して検討が進められてきたところでございまして、このワーキングチームには全国知事会や全国町村会、保育所、幼稚園の関係団体、保護者団体等が参加しているところでございます。

○喜多正敏委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 意見がなければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○及川幸子委員 これは大変重要であると考えまして、この請願の内容を随分見させていただきました。そして、ただいまの説明もいただいたところですが、ちょっと頭の中では理解しがたいほど難しい内容ではないかなと実は思います。私は、幼保一元化をずっとずっと反対してまいりました。しかしながら、私は民主党に籍を置いておりまして、国の考え方にも反するものではありませんけれども、今の時点ではちょっといろいろな各種団体等の話

も踏まえながらやっていないのではないかと思います。

先日、小宮山厚生労働大臣ともお会いしてお話を聞いてまいりました。私は、この9番の幼保一体化ワーキングチーム構成員にいろいろな方がなっておりますが、実際のところ所属団体の方々にも大変な不満の意見もあるところまでございまして、もっともっと議論を重ねてかなければならないと思うところから、この請願は継続して私どもももう少し勉強していかねばならない請願だと思っておりますので、継続を希望します。

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 継続審査との御意見がありました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号第18号社会保険診療「歯科訪問診療」に係る算定要件の緩和を求める請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○根子副部長兼保健福祉企画室長 それではお手元の社会保険診療「歯科訪問診療」に係る算定要件の緩和を求める請願に係る説明資料に基づいて説明させていただきます。

まず、1の歯科訪問診療の現状と支援策でございますけれども、岩手県歯科医師会の調査によりますと、沿岸の市町村において仮設歯科診療所等に通院できない寝たきりの高齢者が138人いるということとされておりまして、寝たきり以外にも通院困難な高齢者等が相当数いるものと見込まれるということでもあります。しかし、歯科訪問診療を行う場合、診療報酬の算定要件の中に、常時寝たきりの状態であることが条件とされているため、その診療報酬を請求できないケースが生じているということでございます。県におきましては、仮設住宅で生活する通院困難な高齢の被災者あるいは障がいのある被災者への歯科保険医療を確保するため、国の補助金を活用しまして歯科巡回診療車を整備することとしておりまして、今月に16台を配置する予定になっております。この歯科巡回診療車は被災地の歯科医師に貸与しまして、訪問診療の交通手段として活用することとしております。

次に、2の訪問診療における診療報酬制度でございますけれども、まず歯科訪問診療料については、居宅または社会福祉施設などで療養を行っていて、常時寝たきり状態の通院困難な患者に対して歯科訪問診療した場合に算定するということになっております。算定いたしますと、居宅等で患者1人に対して歯科診療した場合に、1日につき830点、同一居宅等で複数の患者に対して歯科診療した場合、1日につきそれぞれ380点となっております。

訪問診療等における歯科と医科の比較でございますけれども、表にまとめると次の要件の違いがあるということで、訪問診療料につきましては歯科、医科ともに在宅等で療養を行っている。疾病、傷病のため通院が困難である。同意を得て計画的に定期的に訪問して診療する場合と同じ要件ですけれども、ただし歯科にあつては対象患者の状態が限定されているということで、常時寝たきりの状態等と在宅等において療養を行われているというよう

にされているところでございます。

それから、往診料については、医科においては求めに応じて患者に赴いて行った診療の場合は720点の算定とありますが、歯科においては医科の往診料に当たる算定項目がないという状況になっております。

それで、診療報酬改定の手順でございますけれども、診療報酬改定は原則2年に1回ということで、平成24年度の改定予定となっております。現在その作業が進められているという状況でございます。改定までの手順は社会保障審議会が診療報酬改定の基本方針を策定しまして、中央社会保険医療協議会での診療報酬点数設定等の審議を行い、同協議会の答申を得た厚生労働大臣が告示をする手順となっております。

次に、次のページ、復興特区制度でございますけれども、12月7日に参議院本会議で可決、成立した東日本大震災復興特別区域法に基づきまして規制、手続に関する特例、財政上の特例措置の支援を進めるとともに、県や市町村の取り組みに国の復興庁においてワンストップで総合的な支援を行っていくというような動きになっております。東日本大震災復興特別区域法の枠組みとして、下に示したような形で今後進められるという状況でございます。

○喜多正敏委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

○岩渕誠委員 確認のために聞いておきます。これはかなり早い段階で予算措置がされたものですから、歯科医師の皆さんかなり期待をして、なおかつ小型乗用車という形にして診療できる、小回りがきく体制をとって整備をしたと伺っております。しかしながら、訪問診療してもこのままでは全くボランティアとは言いませんが、歯科、医科の格差というものが出てきて、これが本当に継続的に被災者のためになるかどうかという非常に困るようなこともあるやに聞いております。現状を放置した場合に、歯科の訪問診療に与える影響について県はどのように把握されておるのでしょうか。それから、そもそも医科と歯科の間に診療報酬制度で取り扱いに若干違うものが散見されると伺っておりますが、どういう認識なのかどうか。それから、大切なのは制度改正するとともに、制度改正に当たっては当然さかのぼり措置というものもしていかないと、これなかなかいかんのではないかなと思っておりますが、この3点についてどのようにお考えでしょうか。

○野原医療推進課総括課長 1点目のこの歯科巡回診療車事業を推進した場合、その影響でございます。現時点におきまして常時寝たきり者等の方に関しましては歯科による訪問診療は診療報酬いただいておりますので、こうした患者につきましては先生方に大変御尽力いただいているものと理解をしておりますし、そういった沿岸域において常時寝たきり者等の歯科に関しましては、引き続きこの診療車を用いてできるのではないかと考えてございます。

一方、この請願にもございますが、やはり震災を受けまして移動する車がなくなったでありますとか、仮設住宅等に移られた等の環境の整備が整いまして、この請願が出てきているように理解をしております。

したがいまして、寝たきり者等は、引き続きこの事業等につきまして御支援いただければと考えてございますが、請願願意の部分につきましても当然一定程度の需要があるものではないかと考えてございます。

○藤原健康国保課総括課長 2点目の医科と歯科との診療報酬の違いということでございますけれども、この歯科訪問診療と、それから往診の部分についてお話をいたしますと、この資料のとおりでございますけれども、大きく訪問診療で異なりますのは、歯科については常時寝たきりの状態等の方に限って訪問診療を認める。それから、往診料については、これは医科のみに認められているものでございます。それから、もう一つ巡回診療というような診療の仕方がございますけれども、これについては医科、歯科とも、両方ともそれは認められているところでございます。

それから、例えば医科と歯科の違いの部分での大きな違い、特に往診料の部分に端的にあらわれていると思いますけれども、往診料について医科の場合につきましては、患者の求めに応じて、例えば発熱等の緊急を要する患者についてお医者さんに来ていただくというような形のもので定められているものだと考えておりますが、歯科に関しましてはある程度診療所のほうに御自分で御移動ができるのではないかなということこのような形で往診料が定められていないのではないかなと考えております。

○岩淵誠委員 お聞きをいたしますと、やはり歯科と医科の診療報酬の制度の部分で、やはりこれは医療機能の発揮という経営の観点からも問題があると思いますし、それから歯科医療難民がこのままでは相当程度出てくるというようなお話ありましたけれども、具体的な数字はないようではありますが、難民が出るということも想定されますので、これは先ほど申し上げましたとおり、さかのぼり等の部分も含めて早急に制度改善をしていかないと沿岸の歯科——今歯科は大分いろんな健康のところに影響するということが知られておりますので、これについては賛成の立場を表明しつつ終わりたいと思います。

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、

事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○喜多正敏委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。

これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願ひます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○奥寺児童家庭課総括課長 神崎委員からのお尋ねでございましたいわて子どもの森における宿泊人数でございます。平成 21 年度が 1,870 人、平成 22 年度が 2,286 人、今年度は 11 月 1 日現在 1,950 人となっております。

○喜多正敏委員長 次に、受理番号第 20 号障害者総合福祉法（仮称）の制定についての請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 障害者総合福祉法（仮称）の制定についての請願につきまして参考説明をさせていただきます。

便宜お手元に配付しております説明資料をごらんください。まず、1 の経緯についてでございます。平成 17 年 11 月に障害者自立支援法が公布され、平成 18 年から施行されました。同法は、障がい種別にかかわらず障がい者の福祉サービスを一元化し、サービス体系を再編する一方で、障がい者に原則として費用の 1 割負担を求めるものでした。この応益負担制度は、憲法第 25 条の生存権の侵害に当たるとして、平成 18 年 10 月以降全国で訴訟が提起されたところですが、平成 22 年 1 月原告団、弁護団と厚生労働省が基本合意をし、訴訟が終結いたしました。基本合意の概要につきましては、枠で囲んでいる部分でございますが、国は応益負担を速やかに廃止し、遅くとも平成 25 年 8 月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施することなど 5 項目となっております。平成 22 年 4 月、新法制定準備のため、国の障がい者制度改革推進会議に障がい当事者や家族団体の代表等を中心に計 55 名で構成する総合福祉部会が設置されました。同年 12 月には新法制定までの当面の課題に対応する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律、いわゆるつなぎ法が公布されました。そして、平成 23 年 8 月 30 日、総合福祉部会において障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言がまとめられたところでもあります。

次に、2、今後の方向についてですが、平成 24 年度中に法案が国会に提出され、平成 25

年8月までに成立の見込みと伺っております。骨格提言の概要につきまして、2枚目をごらんいただきたいと思っております。まず、上段に障害者総合福祉法の目指すべきポイントとして6点掲げられております。障がいのない市民との平等と公平、障がいの種別間の谷間や制度間の空白の解消、地方自治体間の格差の是正、精神障がい者の社会的入院や長期の施設入所、介助の大部分の家族への依存など放置できない社会問題の解決、本人のニーズに合った支援サービス、安定した予算の確保の六つでございます。

中段左側にありますが、障害者総合福祉法の骨格提言として10項目挙げられておりますので、主な項目について簡単に説明させていただきます。

1、法の理念・目的・範囲についてですが、法の目的として障がいの有無によって分け隔てられない共生社会を実現すること、法の理念として障がいは権利の主体、当事者であることを明確にし、医療モデルから社会モデルへの障がい概念の転換が必要であることとされております。

次に3、選択と決定につきましては、現行の障がい程度区分を使わず、障がい者本人と家族の意向が反映されたサービス用計画を作成し、市町村に申請して協議、調整の上、支給決定することとされております。

4、支援体系では、全国共通の仕組みで提供される支援と地域の実情に応じて提供される支援とで構成し、さらに現在の就労支援と日中活動支援の事業を障害者就労センターとデイアクティビティーセンターの二つの種別に再編するといったこととされております。

次に6、地域生活の基盤整備については、国は新たに地域基盤整備10カ年戦略（仮称）を策定し、都道府県及び市町村はこれに基づき障害福祉計画において整備目標を設定することとされております。

7の利用者負担については、食材費や光熱水費等は自己負担とするが、制度利用やコミュニケーションなど障がいに伴う支援は原則無償とし、高収入の者には応能負担を求めることとされております。

次に、9の権利擁護については、新たにオンブズパーソン制度を創設することとされております。

最後に、10の報酬と人材確保につきましては、報酬の支払い方式を在宅系支援と施設系支援に大別し、在宅系支援の報酬は時間割とし、施設系支援のうち利用者への個別支援は原則日払い、人件費等事業運営は原則月払いとするなどとされております。

次に、中段右側になりますが、障害者総合福祉法の制定と実施への道程といたしまして、障害者自立支援法の事業移行期限が終了した後においても移行支援策を継続すること、法制定等に当たり自治体の意見を踏まえるほか、新法の円滑な実施のため、基金事業を設けることとされております。

次に、下段になりますが、関連する他の法律や分野との関連といたしまして、有機的連携のもとで適切な医療が提供される必要があること、障がい児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要であることなどが提言されております。

○喜多正敏委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ないようでございますので、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○及川幸子委員 昨年度岩手県議会において議員発議によりまして、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例、本当にみんなの大きな力で制定されました。これを考えるときに何よりもまず私どもは声を大にして、これについて全面的に国に要望しなければならぬという思いでいっぱいありますので、採択をしたいと思います。

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。なお、本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。ただいまお手元に配付いたします。

〔意見書案配付〕

○喜多正敏委員長 意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第 21 号死別の父子家庭支援（ひとり親支援）に関する請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○奥寺児童家庭課総括課長 それでは、死別の父子家庭支援（ひとり親支援）に関する請願につきまして、便宜お手元に配付してございます説明資料により参考説明をいたします。

最初に、県内の父子家庭及び母子家庭の現状につきまして、説明資料の 1 ページで説明をいたします。1 の現状の（1）でございますが、5 年ごとに実施しております県の母子世帯等実態調査によりますと、平成 20 年度では、県内の父子家庭は 1,124 世帯、母子家庭は 1 万 2,285 世帯となっております。

次に、(2)でございますが、今回の東日本大震災津波によりまして、新たにひとり親家庭となった児童数、12月5日現在で父子家庭207人、母子家庭268人の合計475人となっております。

なお、(3)ですが、父子家庭への主な支援制度の概要でございますが、まず児童扶養手当につきましては、平成22年8月から父子家庭にも拡大されてございます。それから、ひとり親医療費助成につきましても平成22年10月から父子家庭にも拡大されてございます。そして、生活福祉資金——貸付金でございますけれども、これは従来より父子家庭につきましても貸し付け対象とされているところでございます。

次に、2の遺族基礎年金の概要以下につきましては、本請願の内容説明とあわせて説明をいたしますので、請願のほうもごらんをいただきたいと思っております。本請願は、ひとり親家庭に対する支援制度の対象が母子家庭に限定されている現状につきまして、父子家庭にも拡大してほしいという内容になってございます。具体的な請願事項は、記の1及び2に記載されてございます。まず、請願事項の1は遺族基礎年金の支給対象を父子家庭にも拡大するというものでございます。説明資料の2の遺族基礎年金の概要により説明をいたしますが、この制度は各年金事務所が所管しているものでございますが、(1)の支給要件等で目的及び支給要件については被保険者等が死亡した際に遺族に年金が支給されるというものでございまして、対象者は死亡した者によって生計を維持されていた子のある妻または子とされておりまして、父子家庭の父は支給対象外となっております。年金額は、平成23年度で78万8,900円に子の加算を加えた金額となっております。取り扱い機関は各年金事務所でございます。なお、(2)の遺族基礎年金支給状況は記載のとおりでございます。

請願事項の2でございますけれども、母子寡婦福祉資金貸付金、それから高等技能訓練促進費等事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子家庭にも拡大するというものでございます。

説明資料は2ページでございます。2ページをお開き願います。まず、3の母子寡婦福祉資金貸付金についてでございます。(1)の支給要件等でございますが、目的は母子家庭の母等の経済的自立を図るため、各種の貸し付けを行うものとなっております。貸付対象者は、母子家庭、寡婦、父母のいない児童等とされており、父子家庭は支給対象外となっております。また、貸付金の種類は、事業開始資金等12種類でございます。貸し付けの状況は(2)に記載のとおりでございます。修学資金及び就学支度資金が大半を占めてございます。

次に、3ページをごらん願います。4の高等技能訓練促進費事業について御説明します。

(1)の支給要件等でございますが、目的は母子家庭の母の経済的自立を図るため、資格取得を促進するものとなっております。内容としましては、看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得に係る就業期間中、例えば月額14万1,000円の給付金を支給するというものでございます。対象者は母子家庭の母となっております。父子家庭の父は支給対象外となっております。

なお、(2)に支給実績及び(3)、就業等の実績は記載のとおりでございます。

次に、めくっていただきまして、4ページをごらん願います。各公共職業安定所等が所管してございます、5の特定就職困難者雇用開発助成金でございます。(1)の支給要件等でございますが、目的としましては就職困難者を労働者として雇用した事業主に賃金の一部を助成するものとなっております。対象者は母子家庭の母や高齢者等を1年以上継続して雇用した事業主となっており、父子家庭の父を雇用した場合は助成対象外となっております。なお、取り扱い機関は労働局及び公共職業安定所となっております。助成額及び助成実績は(2)に記載のとおりでございます。

以上、請願に係る各制度を説明いたしましたが、請願事項1及び2に係る制度はいずれも父子家庭は貸し付けや支給等の対象外となっているものでございます。

○喜多正敏委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ないようでございますので、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定しました。なお、本請願につきましては国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○喜多正敏委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ないようでございますので、これをもって意見交換を終結します。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については、当職に御一任願ひます。

次に、受理番号第23号こどもたちを放射線被曝から守るための施策についての請願及び受理番号第25号子どもたちの給食の安全を求める請願、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。なお、当委員会付託部分は、受理番号第23号こどもたちを放射線

被曝から守るための施策についての請願については、請願項目のうち保健福祉部が所管する項目は2及び4、受理番号第25号子どもたちの給食の安全を求める請願については、請願項目のうち2でありますので、御了承願います。当局の参考説明を求めます。

○野原医療推進課総括課長 それでは、便宜お手元に配付してございます資料により御説明をいたします。

まず、県で現在実施をしております放射性物質の子どもの健康に係る影響調査について御説明申し上げます。この調査の目的といたしましては、福島第一原子力発電所事故に係る福島県の住民の検査結果等を踏まえると、現時点においては本県の県民に対する内部被曝検査の必要性は高くないと考えられるものの、原発事故による放射線影響を心配する県民も少なくないことから、本県において健康に影響を及ぼすレベルにないことを確認することは重要であり、放射線健康影響調査として尿中放射性物質サンプリング検査を実施するものであります。

次に、調査の概要ですが、本県において空間線量率が比較的高いとされる県南地域を中心に放射線による健康影響が大きいとされる15歳以下の児童生徒を対象に尿中のセシウム、ヨウ素等の放射性物質量を測定することにより、内部被曝量を評価しようとするものであります。検査において、尿量を2リットルとしたことについては、今回の調査は尿中放射性物質のサンプリング検査により、本県の子供の集団としての健康影響を正確に評価することを目的としており、その評価のためには検査精度を確保する必要があることから検体量についても通常の尿検査より多くとる必要がございます。また、今回の評価では、尿中の放射線量としてベクレルであらわされる単位の評価にとどまらず、生涯にわたる放射線の健康影響である預託実効線量としてシーベルトであらわされる単位の評価も行うことから、これには24時間にわたる連続した蓄尿による検体を得る必要があること、さらに今回の調査を検討する中で、多くの県民の皆様から検査結果について検出限界未満、いわゆる不検出ではなく、できるだけ具体的な数値で示すことができるよう目標検出限界を精密なレベルとするよう要望があり、目標検出限界を1ベクレルと低いレベルに設定したこと等により精密かつ正確な調査結果を得るためには検体量を徹底する必要があるため、2リットルと通常の健康診断等の尿検査より多くさせていただいたものでございます。なお、希望者には日常で摂取している自然の放射性物質であります放射性カリウムについても検査を行うこととしております。

対象者選定については、市町村の希望対象者数や人口により対象者を割り振りすることとし、市町村において個別の対象者を選定することとしております。経費につきましては、迅速に検査を実施する観点から、さきに委員の皆様にはファクスで御提供させていただきましたが、予備費から必要な経費250万円を計上しております。市町村別の調査対象者については、第1次選定として一関市36人、奥州市24人、平泉町、金ケ崎町各12人、計84人を配分し、12月1日に説明会を開催、2日から尿の採取を開始し、7日から県環境保健研究センターでの測定を開始しております。また、第2次選定として県南4市町への追加と、そ

のほかの県内市町村配分を見込んでおり、12 月中に決定する予定としております。調査結果については、最終の調査完了を2月中と見込み、専門家の助言等を踏まえて評価を行い、対象者の方に結果を、その評価も含めてお返しするとともに個人情報に最大限配慮し、できるだけ早い時期に公表する予定としております。

調査対象者の考え方でございますが、本調査は、将来にわたる発がんの確率を評価することで個人の健康影響のリスクを評価しようとするものであり、がん検診に代表されるような対象者個人の現在のがん等の疾病の有無を評価するものではなく、またサンプリング調査により集団の内部被曝の状況を把握しようとするものであります。このため、サンプル数については福島県における先行調査 122 人、国立保健医療科学院による母乳中放射性物質濃度等に関する調査 108 人の調査人数等を参考に、集団における傾向を把握するための規模として 130 人程度と設定したものでございます。なお、この人数は県環境保健研究センターで現在実施している飲料水、牛肉、野菜等の検査に支障がないよう配慮もしつつ、検査精度を得るために必要な測定時間——これは事前と事後の調査も含めて1検体約1時間程度かかるものでございます。この時間を考慮いたしますと、1日の検査数も多くは見込めないこと、また対象者に迅速な結果の説明を行う必要があること等の条件を踏まえ、専門家の意見を聞いて判断をしたものでございます。

次に、2ページにまいりまして、上段は放射線によるがん、白血病の増加を示したものでございます。現在我が国の死亡の30%はがんによるものですが、例えば100ミリシーベルトの放射線の影響により、その死亡率が0.5%上昇することを示しております。これは1,000人が100ミリシーベルトを受けた場合、生涯で305人ががんで亡くなり、そのうち5人が放射線による影響と推計されることを意味しております。

下段は、これまでの福島県での内部被曝検査の結果をお示ししております。福島県では、警戒区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点など年間積算量が20ミリシーベルトを超える地域を中心に福島第一原発周辺の14市町村の住民を対象に内部被曝検査を実施しております。これまでに約6,600人の結果が公表されておりますが、成人で50年間、子どもで70歳までの累積線量で99.7%が1ミリシーベルト未満、全員が3ミリシーベルト未満となっており、福島県では全員が健康に影響が及ぶ数値ではなかったと評価をしているところでございます。本県の県南部を含む空間線量率につきましては、この福島県で内部被曝調査を行った地域よりかなり低いレベルにあることから、冒頭申し上げましたとおり、現時点においては本県の住民に対する内部被曝の必要性は高くないのではないかと評価をさせていただいたところでございます。

次に、放射性ヨウ素の健康影響に係る甲状腺の検査について、次の資料によりまして福島県の状況等について御報告いたします。まず、甲状腺モニターによる被曝量の測定についてですが、福島県では3月末に放射性ヨウ素による高線量の甲状腺被曝が疑われた地域の子供1,080人を対象に、のどの外側から甲状腺放射線量を計測する甲状腺簡易測定調査が行われておりますが、この結果については原子力安全委員会がこの数値以下であれば問題となる

レベルではないとしている毎時0.2マイクロシーベルト以下となっております。

次に、現在福島県で行われている超音波による甲状腺検査についてであります。この調査は、福島原発事故による健康影響については現時点で予測される外部及び内部被曝線量を考慮すると極めて少ないと考えられるが、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として放射性ヨウ素の内部被曝による小児の甲状腺がんがあり、チェルノブイリでは事故の4から5年後に甲状腺がんの増加を認めたことから、安全域を入れて3から4年後からの18歳以下の全県民調査を予定しているものでございます。検査は専門の訓練を受けた全国からの複数の医師の応援を得て、超音波検査により小児の甲状腺を検査するもので、対象として18歳以下の小児36万人としています。この1次検査で病変を認めた場合は、2次検査施設において細胞診断や採血等の検査を行うこととされております。現在は、現状の病状を把握するための先行調査を福島県で行っており、平成26年4月から本格調査を2年ごとに実施する予定となっております。なお、甲状腺病変については、放射線の影響がない場合でも通常、小児では触診で約0.1から1%前後、超音波検査で数%の甲状腺結節が予測されること。また、小児甲状腺がんは、年間100万人当たり一、二名程度と極めて少なく、結節の大半は良性のものとされております。

この資料2ページに、参考といたしまして、上段に放射性ヨウ素と放射性セシウムのそれぞれの生物学的半減期等の特徴、下段に2008年の国連科学委員会によるチェルノブイリ事故の健康評価についての抜粋を紹介してございますので、時間の関係もございまして、後ほどごらんいただければと存じます。

県といたしましては、甲状腺の超音波の検査については、事故から9カ月の現時点で甲状腺に放射線による病的な影響があらわれているとは考えにくいことや、検査による被検者の子供への心身への影響等を考慮すると、福島県における検査の状況や今後得られる知見について高い関心を持って注視しながら、必要性を認めた時点で迅速かつ適切な対応策を講じられるよう引き続き緊張感を持って対応してまいりたいと考えてございます。

○喜多正敏委員長 これらの請願に対し質疑、意見はありませんか。

○及川幸子委員 説明いただきましたが、一関の選挙区からの委員もいらしております。一関市では、先日クマが捕獲されましたよね。それから基準値を超える放射能が示されまして、それは食べてはならないということが報道されておりました。だとするならばですよ、この子供たちの対象、一関市大分少ないのではないですか。実際、学校現場ではチラシを配って、それ以上のことは余り言わなかったのではないですか。と申し上げますのは、私のところも2人孫がおりますけれども、やっぱりチラシを見て——学校のたよりを見て2リットルを持ち運んで1週間尿をとるという部分については、やっぱりうちはやめようということで、すんなりやめたのですが、地域によっては大変な重要な部分もあるのではないですか、一関市なんかは、いかがでしょうか。

○野原医療推進課総括課長 繰り返しになる部分もございまして、現時点では必要性は乏しいものと考えてございますが、まずはきちっと正確な状況、こちらを把握したいというこ

とで、地域の集団の特性、これを正確な方法で評価したいというのがこの検査の目的と考えてございます。この精密なレベルでの検査結果で専門家によるきちっとした評価を得て、科学的かつ客観的な評価をし、その結果について、データの意味についてもわかりやすく、丁寧に説明するという事は我々も必要だと考えてございます。私どもも県へ寄せられる県民からの多くの御相談、また市町村、そして今回の検査の説明会等における御意見などから住民の方々、保護者の方々のお気持ち、御心配する気持ちというのは十分承知しているところでございます。結果について、対象者に丁寧に説明することはもちろんでございますが、今回検査を受けなかった方々に対しましても、この検査の結果をきちっと御説明することで地域の状況を丁寧に御説明し、御理解を深めていただくということもしていきたいと考えてございます。

いずれ今回の130名の結果は、今後専門家による評価をいただく予定でございまして、その議論を踏まえて、その後の検査の必要性等についても検討されるものと考えてございます。

○及川幸子委員 父兄の人たちは、代表的に手を挙げた人たちが尿検査をするので、その結果がわかれば、ほかの児童にも採取するように言うてくるのではないかと、実はそういう安易な部分もあるわけなのです。本当に問題を重要視していない父兄が多くおります。そういう点では、やっぱりもう少し徹底してこの尿検査がなぜ必要なのかということを知らしめないと、この2リットルは大変だからやめたというようになって、その手を挙げた人たちだけにゆだねて、その結果待ちというようになりはしないか、その辺のところを大変危惧しておりますが、もう一度お答えいただきたいと思えます。

○野原医療推進課総括課長 今回の内部被曝の検査に関しましては、福島県の調査結果からも、例えば特殊な食事をとって飛び抜けて高い数字が出るというのはないようでございます。おおむね数値のばらつきがなくおさまっているようでございますので、ある程度抽出検査、これは手を挙げた方にかかわらず、そういった方をきちっと評価することによって、評価は可能ではないかと考えてございます。そういった意味からも、まずは我々もこの目的等について丁寧に住民や対象の方々に御説明をするとともに、その結果につきましても正しく御理解いただけるように説明に尽くしてまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 ただいま説明がありましたセシウムの検査ですね、一つ申し上げておきたいのは、福島県におけるホールボディカウンタ、サンプル数が6,608人で1ミリシーベルト以下が99%という内容がまず根拠になって、恐らくそれほどの被害がないのではないかとというような判断のもとに尿検査ということになったのだろうと思えます。今回の2リットル採取の前に自主的に微量の尿の——どれくらい出たかわかりませんが、自主的に検査を促した方で12名でしたか、十何名でしたね、その中で少し、微量ですけれども、検出されたというようなことをもとに今回130のサンプルということになって、この調査をやる、そしてなおかつ2リットルでやるということは結構いろんな勉強会でも評価されているところでございます。というのは、さっき言った12名と仮定しますけれども、10名程度

の方々はそのほど尿の量が多くなかった。正確な判断をやるために、2リットルというのは大変な量でありますから、その中から正確な数値を得る、結果を得るといふことの姿勢は評価したいと思います。

そこで、福島第一原発の発災以来、食べ物に対する大変な不安、特に小さなお子さんを持つ方々、母親の不安というのは高まってきて、各地でいろんな勉強会を進めております。私も7月に実際、勉強会に出て、かなりヒステリックな内容でありましたので、これはどうかと思っておりましたら、この間第2回目の勉強会に出てきて大分知識等、また情報等も整理されて、どの程度で我々が安心できるのかというレベルまでならされてきた。ただ、問題はセシウムの値が微量であっても放射性物質のしきい値がないというようなことがやはり母親等にはかなり問題視されておまして、今回130のサンプルで出ると。きのうの答弁だと二千数百名に及ぶ応募があったということですので、これは先ほど及川幸子委員からありましたように、これは、だれもよくわからないわけですよ。ある学者はこの程度なら大丈夫だ、ある学者はここなら大丈夫だというように、非常に格差が激し過ぎてどの数値を信頼していいのかわからないという部分が今の情報化社会の中にあつて大変混乱を来しているけれども、だんだん沈静化という言葉は適切ではありませんけれども、科学的に検証されるようなことになってきたということだと思います。

今後やはりこういう不安を抱えている地域住民の方々、特にこの間の文部科学省の空間線量でいわゆるホットスポットと言われる方々はかなり意識しておりますし、今後の対応についてはやっぱり県もしっかりと受けとめる、そういう姿勢が必要ではないかと思っております。今後のこの問題の解決については農業部分もありますけれども、やはり行政は前、前と不安を払拭するような動きをしていくということがこれは基本的に肝要だと思いますが、その点について御所見を求めたいと思います。

○小田島保健福祉部長 今お話がありましたとおり、県南の地域ではかなり不安を持っていらっしゃる親御さんいっぱいいらっしゃいますし、そういう方々の不安の払拭も含めましてきちっと我々のほうで科学的な分析をしなければならぬと考えております。まずは、福島県の実例等によりまして130人程度の尿検査を行うわけですが、この結果について専門家なり、あるいは状況によっては専門委員会をきちっと組織化して、それは本県のみならず、例えば国レベルの方々からもお話をお聞きしながら客観的に大丈夫なのだということを確認し、それをわかりやすい形でといいますか、こういうことで安心だということをきちんとお伝えすることが必要なだろうと考えております。その際に、やっぱり当部の内部曝露の状況ばかりではなくて、給食の話だとか、いろいろ複合的に心配されていることが幾つかありますので、全庁的にどういう取り組みをやっているのか、どのようなことで安心が確保されるのかということをとータルでお示しをしながら行っていく必要があると考えております。最低限そういうことは、仮に安全であってもやりたいと考えています。万一高い数値が出るようなことがあれば――それは福島県の例から見てもないとは考えておりますけれども、万一そういうことがあれば当然のことながら緊急的な手を打っていかねばなら

ないと考えておまして、この130人の検査で済むというようには考えてございません。

○飯澤匡委員　そういう姿勢であることを確認しました。よろしくお願いします。

それから、野原総括課長からお話があったように下限値ですね、これ以下だから大丈夫だというような公表の仕方は絶対にしないでいただきたいと思います。しっかりと情報開示の部分については、念を押してお願いをしておきたいと思います。

それから、受理番号第25号の、請願項目ではないのですが、ひとつ確認をしたいのですが、けれども、私たちが紹介議員にならなかった理由にちょっと疑義が生じた表現があります。食材のコストを抑えなければならない学校や保育園の給食に汚染された食材が紛れ込んでしまうのではないかと心配をする保護者がふえていると。この食材のコストと、それから保育園の給食——ここは学校はあれですから、この部分の現況はコストを抑えなければならないわけですが、学校にはコスト関係のそういう部分の枠のはめ方、保育園の枠のはめ方、この部分の表現が適切かどうかということで疑問があったわけでございますので、どのような認識であるのか、それを最後に確認して終わります。

○奥寺児童家庭課総括課長　保育所に対する運営費の支払いの根拠になっておりますが、当然子供たちへの適切な給食の内容を確保するような、そういったレベルで食材の積算もした上で、それを組み込んだ形で保育所の運営費の算定をしていると考えてございますので、抑え込まなければならないというような、そういった認識は持ってございません。

○神崎浩之委員　請願には甲状腺の検査もというようなことであります。私もきのう言ったところでありますが、県南のほうに甲状腺の専門の先生はいるのだろうかと言われるのですけれども、きょうはドクターが2人もいらっしゃるのです、その甲状腺の専門の先生と言われた場合にはどのような方を言うのか、また県南のほうなり県内にはどのぐらいいらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○野原医療推進課総括課長　甲状腺エコーの専門家、これは多分小児科の先生もしくはふだん甲状腺の疾患——これは小児に限らないわけでございますが、女性に多い甲状腺疾患もしくは甲状腺がんを扱っている先生、その両者が想定されるところでございますが、例えば岩手県内の内分泌甲状腺外科専門医という形でございますと県内に6名ほどおられます。また、福島県の状況で申し上げますと、やはり専門医でないといけないということであればとても対応できる状況でございませんので、専門医と一般のドクターなども研修をしながら、最初は専門医の御支援をいただくわけですが、そういう形で体制を整えていると伺っております。

県南部でございますが、県南部にも一関病院に専門医の先生がおられると承知しております。

○関根敏伸委員　甲状腺の検査のことが触れられましたが、請願陳情受理番号第23号では超音波による甲状腺検査を実施することという内容が含まれております。今県南部に130名に絞ってこれから健康調査を行おうとする理由等につきましては大体理解いたしました。その根底にあるのが福島県の6,600名での健康調査、そして県内の空中線量等々から比較

してそういう結果だということだと思いののですが、現在県としては超音波、またモニターというのが両方あるようなのですけれども、これについてはまだ現況がないようでありまして、現在考えていないとすれば福島県の例と比較しながら、こういった根拠の中で現時点においてはそういった方向性を示されていないのか、あるいは今回の健康被害調査等々を踏まえた数値、客観的なデータ等を持った上で、さらに検討の段階に入っていくのか。この辺の考え方についてちょっとお聞かせください。

○野原医療推進課総括課長 まず、甲状腺の調査につきましては、放射性ヨウ素によります小児の甲状腺がん、ここがやはりひとつ問題となるものでございます。これに関しましては、先ほど簡単なお説明で恐縮でございますが、福島県の先行の調査のほうでは比較的高い数字ではなく、安心な数字であったという評価が判断の段階であったということ、また甲状腺がん——慢性の障害でございますが、これに関しましては曝露してから4年ないし5年後ぐらいから発生してくるものでございます。したがって、現在、福島県で行っている調査というのは発がんの有無を調査するものではなく、その前の段階のふだんの状況を今調べて5年ないし6年後、それ以降に変化を見ていこうという目的で調査されていると伺っております。また、福島県の現在行っている先行調査につきましても、小児内分泌学会の見解では原発、いわゆる放射線被害による影響を積極的に支持するような兆候というのは認められなかったというような見解も出されているところでございます。

したがって、非常に空間線量率が高い福島県で、今始まりましたので——福島県も先行調査を受けて、本格調査は平成26年からの予定となっております。こういった福島県の今後の状況をきちっと見定めながら、その科学的な評価、そういったものをきちっとした上で、本県においても対応を慎重に検討していく必要があるのではないかと考えてございます。

○関根敏伸委員 わかりました。福島県でも先行検査を経ながら、ある意味手探りでということの状況だったろうと思っております。またいろんな学者、専門家にもいろんな意見があるという状況の中でのこういう事業だと思いののですが、ただやはり請願を上げられた方々含め、やはりお子さんお持ちの方々にとっては、この福島県の36万人が18歳までずっとやられると新聞に出たときに物すごいショッキングな内容でしたよね。そこまでやるという姿勢を見たときに、やはりどンドン岩手県の南部での実態もまた深刻さが増しつつあるような数値が示される中で、こういう声が上がってくるのはある意味当然だろうと私は思います。今私どもの先行検査の中でいろんな方向性がこれから示されるというようなことを聞きましたものですから、何となくその状況を見てからいろんな判断をすることもいいのかなと思うのですが、そういったこともやはりしっかりと、県として今健康調査に入る前段階の中でこういった方向性についてもある程度情報提供を入れられるとか、触れられるとか、そういったことをされていく必要があるのではないですか、場合によっては今課長がおっしゃったような福島県の例を見ながら県としても対応の可能性もあるのだと、こういったこともしっかりと今からアナウンスしていくことが必要なのではないかなとも思うの

ですが、いかがでしょうか。

○野原医療推進課総括課長 現時点での対応、これにつきましては今後福島県の状況をやはり注意深く見なければなりませんので、現時点でこうであるというような明確な方針はなかなか示しにくいものがございますが、ただ、今甲状腺検査を行うことの必要性、これは医学的な意味での必要性でございます、今は甲状腺の影響は、検出されません。理屈上はされないということでございますので、現時点で行うことの必要性については、これは多分多くの科学者、もしくは医師などがそのような形の見解をお持ちだろうと理解をさせていただきます。

一方で、先ほど申し上げましたとおり、今後福島県の状況等をきちっと検査してございますので、この知見について高い関心を持って我々も注視しております。また、国のほうでも今、低線量被曝のリスク管理に関する検討会を行っているところでございます。国のこういったような動向、また福島県の動向をきちっと見た上で適切に対応できるように我々としても準備をしまいたいと考えております。

○木村幸弘委員 今まで委員の方々からそれぞれ御意見あったわけですが、私も先ほど部長からは、いずれ今回のサンプリング 130 名でとどめるという考え方ではないというお話もいただきましたので、一関市の 2,300 人を超える希望者があったという実態を含めて、まず今回サンプリング調査を行うというのが決定されて、そして市町村に通知が行って、市町村がどういう形で希望をとって、その結果、第 1 次——この間の土曜、日曜に一関市で 24 人が採取してスタートしていったというようなことの手続的のところ、そのサンプリングを選定する手順のところもやはり私は大事な部分があるのではないかなと思っています。何か日程的に、時系列的に考えると、どういうタイミングでこの 24 人が選定されたのかがよくわからない。そして、2,300 人という規模が既にその時点であって、その中から選定されたものなのか、そうすると選定方法はどういう形でこの 2,300 人の中から選定したのか、その対象になっている 24 人がどのエリア、どの地域あるいは学区単位の中の一人なのか、そういうサンプルとしてきちんとした根拠のある中身にしていかないとだめだと思うのですけれども、その点どうなのでしょう。

○野原医療推進課総括課長 今回私ども、まずは 130 名程度ということで地区割りをさせていただきました。市町村ごとで、まずは市町村の希望といいますか、その辺の配慮をしなければなりませんので、市町村の御希望を伺いながら、やはり空間線量の高い県南地域が中心であろうということで我々もスタートしたところでございます。

一方、どのように対象者を選ぶのかというのは市町村でも大変悩まれたのではないかと考えてございます。本来あれば科学的なことを申しますと、いわゆる無作為抽出という形で、こちらからだれか手挙げるという形でなくてやるのが科学的な手法ではございますが、一方では今回の検査に関しましては、手を挙げた方、そうでない方という形での偏りというのではないであろうと考えてございます。そういった形で、まずは市町村のお考え、市町村の中での地区割りであるとか、年齢の考え方もあるかと思っておりますので、その辺を尊重させてい

ただこうと思ってございました。また、これらに関しましては、県と市町村の両方が連携をして、同じ目的を持って取り組むことも重要ではないかと考えてございまして、その辺の部分、市町村にも少し調査の内容に入っていたかどうかということもございまして、この対象者の選定についてはある程度市町村のお考えにゆだねたという形にしております。

したがって、個々の市町村によりまして選び方——抽せんによったりとか、さまざまと伺ってございます。詳細については、まだほかの市町村もやっておりますので、我々も把握してございませんが、そういったような形で今進めているところでございます。

○木村幸弘委員 その選定の方法については、私もその当事者の立場に立てば大変だろうなと思うわけです。ある意味では、まだこういった調査の段階です、今スタートしたばかりです、さらに言えば内容そのものが非常に気を遣うといいますか、やはりどうしても余り特定化されるような情報も公表できない、そういった状況の中での調査ですから、そういう意味ではいろいろと行政サイドとして対応に苦慮される部分も多いのだろーと思っておりますけれども、ただやはり科学的なというよりも統計的な目的でサンプリング調査を行うのだよということで今回のこの調査事業を行うということになりますと、一般的にあちこちに公表はできないにしても、少なくともそれなりの——例えばこの間の航空機による空間線量率が高かったエリアからどういう形の人数割り当てぐらいのところから出てきているのかとか、そういった一つの目安的なものがそこにあって、そしてそこから選ばれたサンプリングによって、どういう数字が出てくるのかということがやはり非常に関心が強いといいますか、持たれる部分ですので、そういった点をきちんと把握しながらこの 130 人の今回の調査について十分に内容については当局サイドでも専門家と意見を十分詰めていただきたいと思っております。

それから、意見ですけれども、ずっとこの間、放射能対策の問題で、保健福祉部ばかりではない、県全体の姿勢そのものの中で私はずっと気になるのは、まくら言葉に直ちに健康に影響を及ぼすものではないという言葉を使うのです。それは確かに専門的な知見を持った方々や、あるいは放射能に精通しているいろんな方々が問題をお考えになっている中でむやみに騒ぎ立てるなという意味もあるのかもしれないけれども、それが逆に私は予断を持って事を進めるという前提になってはいけないと思っております。例えばきょうも資料いただきましたが、検査の必要性は高くないと、もう最初から決めつける表現ですね、及ぼすレベルにないと、本当にそうなのかと、ではだれがそのことをきちんと心配している親御さんに明確に説明できるのですかと逆に聞きたくなる。こういう表現や、まくら言葉を先に入れてやっていくという、この放射能に対する対策の仕方、そのことについてちょっと気になっております。

それから、この資料の 3 の (2) 番ですね、サンプル数についてもそうなのですが、年度内に検査可能な最大限の数として 130 人程度としたということなのですよ。いわゆる検査能力の都合があるから 130 人程度にとどめたのですと逆に読み返せるわけですよ。さらに言えば、環境保健研究センターの検査の影響が出ないようにする必要もある、配慮しなければ

ばならないと。肉や野菜や卵よりも人の検査のほうが大事ではないですか。そっちのほうの検査のために時間をとらなければならないから、サンプルも制限しなければならない、そういう表現にとれる。こういう対応の仕方、非常に問題があるなと思うのです。ですから、こういったところが逆にやっぱり心配されている親御さんの立場や、あるいは一関市、県南部の方々にとってみれば、県はもう少し我々のことを本当に真剣に考えてくれよという思いに立つのは私は当然だと思うのですけれども、そういったところも含めて、やはり県の姿勢というか、特に我々もわからない未知の問題も含めて、非常に不安を抱えている、そういう状況の中で、不安をあおる必要はないけれども、しかし逆に変な予断を与えてはならないという部分、それは行政の執行者側の姿勢にもかかわってくる部分としてどうなのでしょう。

○小田島保健福祉部長 委員御指摘の趣旨は十分理解をさせていただいたところであります。こういう表現を行いました根拠というのは、福島県の例とかはお示しをさせていただいたところでありますけれども、予断を与えないという意味では、確かに表現上そういう形になって、そこを懸念されるものだと思います。

一方で、やっぱり心配になっている親御さんが岩手県でやるのだそうだというようになれば、何かあってやるのではないかというようにかえって不安をされるのではないかと、そういうこともありまして、やはりできるだけそういう趣旨ではないですよということが伝わるような表現にしたかったということがあります。ただ、そこの表現というのは非常に兼ね合いが難しく、委員御指摘の点については我々も十分気をつけてまいりたいと考えております。ところどころ本当に表現上も含め、いろいろ何かいろんな都合によってやるような、そういう形に読まれたとすれば、本当に非常にまずいと思いますので、これから我々の部局としてもそうですし、県からいろいろお示しする際に十分配慮してまいりたいと思います。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第23号子どもたちを放射線被曝から守るための施策についての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 採択という御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第25号子どもたちの給食の安全を守る請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 採択との御意見であります、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

次に、まだこの際で執行部から岩手県自殺対策アクションプランの策定についての説明等があるので、ここで休憩をします。

それでは、3時45分まで休憩をいたしたいと思います。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開いたします。

この際、執行部から岩手県自殺対策アクションプランの策定について発言を求められておりますので、これを許します。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 岩手県自殺対策アクションプランについて御説明をいたします。

本計画につきましては、自殺対策に関する専門委員会あるいは市町村、関係団体等からさまざまな御意見をいただきながら取りまとめ、先月28日に開催されました49の関係機関、団体で構成する岩手県自殺対策推進協議会にお諮りをし、策定をしたところでございます。資料はA3判の概要版とA4判のプラン全体版の2種類ございますが、便宜概要版により御説明をさせていただきます。

本計画は、第1章、計画の基本的な考え方から第6章、計画の推進の六つの章で構成をしております。まず、左上の欄をごらんください。こちらは第1章の計画策定の趣旨や計画の期間等について記載しております。本計画につきましては、自殺対策基本法に県の責務として当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施することが定められていることから策定するものであります。なお、本計画の策定に当たりましては、震災によるさまざまな影響も考慮し、被災者支援にも重点を置いて策定することといたしました。本計画の推進に当たりましては、いわて県民計画アクションプランとの整合性を図り、計画の推進期間は平成23年度から平成26年度までの4年間とするものであります。

次に、その隣、中央の上段であります、ごらんいただきたいと思っております。ここでは、第2章の自殺の現状を記載しております。本県の自殺者は、平成10年に急増して以来、毎年400人を超える状況が続いておりまして、人口10万人当たりの自殺死亡率では常に全国上位となっております。また、自殺者の7割が男性であり、年代別では男性が50歳代、女性は70歳代が多い傾向となっております。

次に、資料の中段左側をごらんください。ここでは、第4章の自殺対策の基本認識と基本的な考え方を記載しております。これは、国の自殺対策大綱に定める三つの基本認識、六つの基本的な考え方に加え、震災対応の項目として、災害による新たなリスクに対応するため

包括的な取り組みを行うことを七つ目の基本的な考え方として、本県独自に掲げております。

次に、今ごらんいただいた基本的な考え方の右隣をごらんください。ここでは、第5章のうち目標を記載しております。この目標についてですが、先ほど申し上げた三つの基本認識、七つの基本的な考え方のもと、一人でも多くの自殺を防ぐことを目標としております。当面の目標として、平成26年度までの4年間に年間自殺者数が330人以下、自殺死亡率では25.8以下となることを目指すこととしております。これは、本県の自殺死亡率は、自殺者が急増した平成10年以降常に全国上位であり、専門委員会でもさまざまな御意見をいただきまして、まずは自殺者が急増する以前の水準まで自殺死亡率を引き下げることを目指そうということから、自殺者が急増する以前の平成9年の自殺死亡率と目標年度の推計人口から自殺者数を試算し、330人という目標を設定したものであります。

次に、資料の下段をごらんください。ここは、第5章の中の目標を達成するために取り組んでいく重点施策について記載しております。重点施策につきましても、国の自殺総合対策大綱に示されている九つの項目に震災対応の項目を別立てとして加え、10項目の重点施策として整理を行いました。10項目の重点施策のうち主な取り組みを中心に御説明いたします。それでは、資料の左下をごらんください。重点施策の2、県民一人ひとりの気づきと見守りを促す主な取り組みとして、自殺防止月間及び自殺対策強化月間における集中的、効果的な啓発活動、ゲートキーパーの養成を挙げております。ここに記載しておりますゲートキーパーといいますのは、左下の楕円の枠で注釈をつけておりますが、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人のことを言います。ゲートキーパー養成のプログラムを実施することは、世界各国で効果的な自殺対策の一つとして取り組まれているものでありまして、自殺の危険性が高い人を早期に発見し、対応を行うためには精神保健福祉従事者のみならず、できるだけ幅広い領域の方にゲートキーパーとしての役割を担っていただくことが重要となります。

続きまして、重点施策の3、早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する主な取り組みとして、丸の一つ目に内科医等のかかりつけ医を対象とした研修、丸の五つ目に失業や多重債務などの社会的要因に関連する相談窓口の相談員に対する研修会の実施を挙げております。

続きまして、重点施策の6、社会的な取組で自殺を防ぐの主な取り組みとして、丸の一つ目に県庁内の推進体制の強化と市町村の推進体制づくりへの支援を挙げております。また、丸の三つ目には多重債務や失業等、自殺の危険性が高い方の相談を受ける窓口との連携を強化するために、研修のみならず連絡会議や事例検討を行うことを挙げております。

続きまして、重点施策の10、被災地における包括的な支援により自殺を防ぐの主な取り組みといたしましては、丸の一つ目、震災こころの相談室、こころのケアセンターによるきめ細かなケア体制の構築を進めるほか、丸の六つ目に地域の関係者との連携による訪問支援やサロン活動など被災者の孤立化を防ぐための取り組み、丸の下から三つ目には生活再

建に向けた包括的な相談支援体制の充実などを挙げております。県では、被災者相談支援センターの設置のほか、暮らしの安心ガイドブック等の作成配布など、相談者への充実、普及啓発を進めているところですが、今後は被災地でも自殺対策に関連する活動を行う民間団体への支援についても積極的に取り組んでいきたいと考えてございます。

それでは、次に資料の右上をごらんください。第6章のうち計画の推進体制とそれぞれの役割を記載したのですが、県が主体的に推進していくのはもちろんのこと、市町村や民間団体等の取り組みを積極的に支援し、それぞれが連携を図りながら推進主体として自殺対策に取り組んでいくようにしたいと考えております。

最後に、資料の真ん中、目標の下の囲みをごらんください。評価・見直しについてですが、毎年度、重点施策の取り組み状況を取りまとめ、本部会議等に報告を行うこととしております。

以上で岩手県自殺対策アクションプランについての説明を終わります。

○喜多正敏委員長 ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。

○及川幸子委員 このゲートキーパーというのはどういう機関などで認められる人なのか。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 特に、例えば県が認定するとか、登録するとか、そういうことではございませんで、早目に気づいて必要などころにつなげていくといったような役割を持つ人をゲートキーパーと称して多く養成していきたいということでございます。

○及川幸子委員 その早目に気づいて声をかけるというのは、関係ない人にそこまでやられたくないという意見も絶対あるはずで。それで、民生委員の持っている役割というのは大変重要だと思うのです。地区内においてうつ病でふさぎ込んでいる人なんかは町内会を見た場合にいるはずで。そういう場合に、民生委員の職責であれば声をかけたり、どうにかして精神科へ連れて行くなんていうこともできるのですけれども、一般の人が何も上からの指示もなく、声をかけるなんていうのはやっぱりできないのではないかと思います。この民生委員の役割というのがちょっと全然どこにも出てこないのですが、私はうつ病というのが自殺とつながると思うのです。うつ病を予防するというのもし、あなたうつ病だよと言っても、そうですね、おれうつ病だよねと言う人は絶対いませんので、数を少なくするというのは、やっぱりその辺のところですよ。ですから、うつ病の発見というのを前にも聞いたことあるのですけれども、数値を徹底して調べたほうがいいのではないかとしたら、それはできかねるということだったのです。でも、その辺のところ、うつ病というものの一番のかぎ握っているのではないかと思います。そのうつ病に関してどのように考えられているのでしょうか。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 自殺のきっかけ、要因の中でうつ病が占める割合というのは全国の統計を見ても健康問題が一番多いわけですが、健康問題のうち約半数は精神疾患、しかもうつが要因ではないかというように統計上示されております。ですので、そういう意味で言えば、本県においても自殺される方の相当数が何らかのうつ症状を持つ

ていると思われますので、そうした方を早めに発見するということが大事になって、早目に発見して、必要な治療につなげていくということが非常に重要だと思っております。このために、これまで保健所などを中心にうつ病のスクリーニングの技術を市町村の保健師などに教えていくと、そういった研修などもしておりますけれども、身近な地域の健診などを使いながら、その中で簡単なうつスクリーニングの様式がありますので、点数の高い方をピックアップして保健活動の中で支援をして、なおかつ治療が必要だと思われるくらい重篤な人についてはきちんと病院につなげていくという活動を各市町村レベルでやっていくことが重要だと思っております。

○及川幸子委員 病院に連れて行く場合、大抵精神科を頼る人が多いのですが、精神科の先生方の今の姿というのがちょっと疑問視されているような気がします。というのは、患者は何も言えないのですけれども、家族に対しても結構きついことを精神科医は言っているのです。それで、家族の人が何か言いますと、そんなに言うなら退院させて帰ってもいいのだよという、そういう言い方をする精神科医もいます。やっぱりその辺のところも手を入れていかないと、精神科医が不足しているからちょっと物も言えないようでは、私はだめだと思うのですが、その辺のところは聞き及んでいますか。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 私のところには、御家族の方から無理に退院をさせるといったような情報は届いていないところなのですけれども、うつ病というのはいわゆる抑うつ状態が主ですから、かける言葉とか、行動ですとか、そういったことが非常に大きく状態を左右するのではないかなと思いますので、私どもの課で精神科ドクターの精神科医会というのがあるわけなのですけれども、そういったところと研修する場なんかもありますので、自殺対策にうつ対策が非常に重要になるのだと、そのためには適切な服薬治療と面接ですとか、あるいは前に議会でも取り上げられていましたけれども、行動療法ですね、そういったことを組み合わせながら適切な医療ケアの中で支援をしてくださいというようなこととお話する機会があればきちんとお話をしたいと思います。

○関根敏伸委員 何点かお伺いをいたします。御期待を申し上げながらですけれども、自殺対策には県も早くから取り組んでおられるということは十分承知しております。ただ、現実見たときにこのアクションプラン始まる前、平成22年度等については相当目標としている10万人当たりの自殺者数に乖離があったと思っております。基金なども使って相当お金もつぎ込んでやったのですが、残念ながらそういう状況になっておると。

そういった中で、今回この4年間のプランが出ております。端的に今までとどうなのですか、こういった部分を取り組み方違う、こういった施策が新たに加わった、そういったことがあれば教えていただきたいと思えますし、また新たに知事が本部長になって全庁的な取り組みをされました。あと特命課長も、たしかつくられて専任の職員がふえて取り組んでいらっしゃると思えますけれども、そういったところで、どうこれから取り組みがかわってくるのか、具体的な成果にどう結びつけていこうとしているのか、具体的に聞かせてください。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 まず、新たな取り組みとしては、委員御指摘のとおり、

平成 18 年度から本格的な取り組みを始めまして、その当時は市町村の取り組みというのはほとんどなくて、県が主体となって保健所が一生懸命取り組んで、それを市町村に広げてきたと、そういう取り組み方だったわけですがけれども、平成 21 年度からは、御承知のとおり自殺対策の基金ができて、具体的にそれを使いながら各市町村が取り組みを熱心にするようになりまして、現在ほとんどすべての市町村で、何らかの自殺対策には取り組んでいるということになっております。新たなアクションプランでは、私どもの県では全国的に評価を得ております久慈モデルがありますので、総合的なプログラムをすべての市町村に取り組んでもらいたいと。まだ普及啓発だけで終わっていたり、そういった市町村がありますので、やっぱり普及啓発、ネットワーク化、それから早期発見のためのスクリーニングと支援、こういった総合的な取り組みをすべての市町村がやるということが今回の新たなアクションプランの一つの目標でもありますし、これは国全体の取り組みの新たな方向性でもあるのですが、やっぱりゲートキーパーですね、全国民、全県民が自殺対策に取り組む主体になりましょうと、だれもが何らかの形で自殺対策に取り組んでいきたいと思います、そういう取り組み方になっておりますので、国でも新たな方策としてこのゲートキーパー養成に力を入れるということなので、私どものアクションプランにもこれを入れ込んだということでもあります。

それから、6 月に知事を本部長とする自殺総合対策本部を立ち上げましたので、既に総括課長級で構成する幹事会を 2 回、それから本部会議を 2 回、6 月から開いておりますけれども、今まではどちらかというと、私どもの課で主体になり、保健福祉部内の他課、例えば児童の関係ですとか、産後うつの関係ですとか、そういう連携の仕方をあまり部外に広げていけなかったという部分があると思いますので、本部会議が立ち上がりましてから、部局横断的に、しかも本部会議には広域振興局長も入っておりますから、地域でどうやって来るかということも含めて地域でも部局横断的に、県庁でも部局横断的な取り組みをしっかりと連携してやっていくという、そういう仕組みができ上がりましたので、アクションプランにおいてもそれに力を入れてやっていきたいと。また、最後の 10 項目めの被災地支援ですね、それはこころのケアを含めてしっかりと力を入れてやっていきたいと、その辺が今回のアクションプランの違うところでもあります。

○関根敏伸委員 時間も押していますから単純にお聞きしますがけれども、今まで自殺者の目標値を決めるときに 10 万人当たりという数字をずっと使っていましたよね、何百人という数値で具体的に出てきたことなかったですよ。私は、以前それをちょっと聞いたことがあったのですがけれども、私はわかりやすくいいなと思うのですがけれども、今回から具体の人数にしたわけというのは、なぜなのかということと、この評価と見直しということがしっかり示されました。やっぱり推進体制ができて、市町村も取り組んで、部局横断でということで、体制はできたわけですから——今度、自殺減に対する評価をシビアにというのはなかなか難しいのかもしれませんが、現実的に岩手県の大事な人材をなくさないで済むことですから、シビアに数値で見ていくということも必要だと思うのですがけれども、評価の

仕方、あと人数、表記を改めてちょっと聞かせてください。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 専門委員会等でも自殺の目標の考え方についてはいろいろ専門家からの御意見をいただいたところでありまして、まずは4年間で25.8という——平成9年度が25.8なのですけれども、そこまで落とそう、落とす取り組みをしていきましょう。専門家からの御意見は、やっぱり全国比較をしていく上では自殺死亡率が非常に大事な指標になるということなので、25.8という線を使うと同時に、県民に対してはやっぱり人数のほうがわかりやすいと、10万人当たりの数で話してもいいまいち、ぴんと来ないという面があるので、これはみんなで県民の目標として、全体の目標として330人以下にしましょうという、そういう数値を掲げたものです。

それから、指標につきましても、アクションプランの指標の考え方は、これもつくっていく上での議論の中身だったのですけれども、前の目標のように、例えば全国数値の目標値を掲げて、そこでの評価ばかりをすると、全然効果がないのではないかと、全然達成できてないと、全然効果がないのではないかというような、そういう議論になりがちなので、どれだけ自殺対策が広がりを見せてきたか、どんな取り組みが進んできたかというものを指標化して、皆さんでそれを共通認識にしましょうと、そういう意味合いを持って各10項目の取り組みの中に主な活動の指標を入れ込んだということでもあります。

○関根敏伸委員 期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○神崎浩之委員 1回目に宣言しておりましたけれども、私は自殺詳しいので、がつつり伺います。市議会時代では自殺議員と言われておりました。

これはだれが見るのかな、だれのためにまとめたものなのかなというのがわからないのです。一見立派そうに見えるのですけれども、これはだれが見て、だれがアクションするのかなということでございます。ぱっと見ると、データのなものもあるのですけれども、実際にアクションするのかなというところもあります。

先ほど、市町村のほうでも横断的なのというようなことを言っておりますけれども、全然市町村のほうでは横断的になっていないわけです。最初のゲートキーパーにしてもそうなのですけれども、いまだに市町村ではやっぱり保健課の一部の人が自殺対策は真剣にとらえているのだけれども、ほかの部局は、例えば国民年金だとか、雇用対策だとか、教育委員会だとか、全然ゲートキーパー研修をしても実際なっていないというような実態なのですよね。そこを含めて、後半に施策の推進体制と書いているのですけれども、この辺が弱いんだなと思っておりますけれども、その辺の所感お願いしたいと思います。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 最初に、だれがアクションを起こすのか、これらに基づいて・・・。

〔神崎浩之委員「だれが見るのか」と呼ぶ〕

○朽木障がい保健福祉課総括課長 基本的には県民の皆さんに見ていただきたいということでもありますし、これに書かれてあるさまざまな行動計画については、自殺対策推進協議会に結集している49の関係機関が主体的に取り組んでいこうというものであります。それか

ら、主体的に取り組む一つの大きな柱に市町村の役割があるわけですが、委員御指摘のとおり市町村ではまだ市町村域の自殺対策の推進協といいますか、官民協働の組織がすべての市町村に立ち上がっているわけでもありません。一つは、市町村域の中で官民協働の推進組織をつくっていく必要があると考えておりますし、県のように各市町村でも庁内の部局横断的な推進組織をきちんとつくっていくということが必要だと思っておりますので、このアクションプランの中で、4年間の中でその辺は力を入れて指導してまいりたいと思っております。

○神崎浩之委員 県のようにと言われますけれども、県は組織をつくっただけの話で、ほかの部署の方がそれほど意識を持って仕事をしているようには、私は内容的にはまだ追いついていないように思われるのですけれども、それはそれでいいとおきます。

一番重要なのは、相談員の確保というか、そういうものの資質の向上ではなくて、そういうのをきちっとやっていかなければだめだと思っているのです。ゲートキーパーはいいとして、この表でありますと7番の自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ、8番の遺された人の苦痛を和らげるというようなこと、それから右上の精神保健福祉センターにかかわるようなことでもありますけれども、二次予防ということで自殺未遂者に対する対応とか、この辺について岩手県は岩手医科大学に救急で高次に運ばれたときに精神科も対応するというので、これは全国にすごく誇り高いシステムを岩手県はとっているということで承知しておるわけなのですが、その中で各地域、県域の中で自殺未遂者への対応とか、自死遺族への対応とか、それから自殺の相談、そういうことに対して対応できる職員がいないのです。自殺の相談というのは、本当に真剣にやると魂が、こっちの魂が抜き取られるくらいすごくエネルギーを使う仕事なのですよね。それぐらいの人でなければだめだと思っているのですけれどもね。ということなので、特に自殺未遂者、自死遺族、それからこころの相談、県にもなかなかそういうポストにそういう方がいっているかどうかというのも疑問にあるわけなのですけれども、それを各圏域、それから市町村の中で育てていくというのが——相談したら、かえってその相談者の声を聞いて自殺されたら困るわけですよね。その辺のそういう専門の窓口の人材育成、地域の、それから県の体制の中でのそういう体制の向上についてはどのようにお考えなのか、最後にいたします。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 やっぱり自殺未遂者ですとか、それから自死遺族の方、いわゆるハイリスクに分類される方々だと思うのですけれども、こういった方々の相談体制というのは、基本的には各圏域では保健所が中核になるということだと思います。全保健所には自殺に関する相談窓口というのは必ず置いておりますし、そのための保健師の技術的な研修は毎年継続して行っておりまして、スキルアップもしていると思っております。

それから、それを今度は市町村域の中にどのように広げていくかということでもありますけれども、基本的には精神保健福祉センターで保健所の保健師も含め、市町村の保健師とあわせて、そういったことに対応できるスキルをきちんとつけていく技術研修なるものを毎年計画的に行っているところですので、そういう中でだんだん力はあるのではない

かなと考えております。

○神崎浩之委員 頑張ってください。

○岩淵誠委員 自殺の関係で、動機のところを見ますといろいろあるわけでありましてけれども、これは昔から言われてきているところでありまして、その理由がわからないというケースがかなりの数に上っていると。これは裏を返すと複合的だということもあるし、何で死んだのか本当にわからない。つまり、それだけ社会とのかかわりがない中で孤独に死んでいくというケースがあると言われている部分があるわけでありまして、そういうことからいうとゲートキーパーとか、いろんなことを地域の中に持っているということは、それはかかわりを持つということでもいいことなのでしょうが、最近の自殺の傾向の中にはいろんな相談を受けることもあるのですが、例えば子供のころに非常に激しいいじめに遭ったと、大分回復をしてきたのだけれども、同級会とかいろんな機会にフラッシュバックをしてしまう、その中でいわゆる想定している相談員の皆さんとか、どこにかかったらいいのか、なかなかわからないまま自死を選ぶと、こういうようなケースも中にはあるようであります。そうしますと、悩んだときにどうアクセスするかというものがそのゲートキーパーなるものプラス、やはりいろんなところで受けとめるものがないと、総体的には下がっていかないので、特に不詳という部分で下がっていかないのではないかなと私は思っているのですが、この不詳の部分の対策といたしますか、ここに何か焦点を当てたのはないのかというのが1点でございます。

それから、自殺の個々の問題に関して、いろいろ対策を行政が一生懸命やる。ところが、これは悲しいことなのですが、その地域に行くと、どうして自殺をされてしまったのだろうかとか、本当にごく近い人の後悔とは別に、ちょっと一步下がると個人の問題に帰結されてしまう。少し弱かったのではないとか、そういうような言われ方をすることが繰り返されていて、自殺というものに対しての社会的共有がなかなか進んでいかないというのも現実だと思います。そういう意味において、自殺とは何なのか、社会全体でといった場合の——おっしゃることはよくわかるのですけれども、現状は社会全体として受けるような、それを支える、まなざしを向ける母体というのがなかなか醸成してないのではないのかなという心配をしているわけでございます。こういったあたりの所感と対応策をどのように思っているか。

それから、三つ目、最後にしますが、マスコミ等の過剰な報道について、しかもそれについて、新しく県内の報道機関に対して自殺や精神疾患について適切な報道がなされるよう研修会等を開催しますと、こういうことがあります。私は、昔そういうところにいましたけれども、今の情報化の中で、県内の報道機関に対してそれをやって効果は少ないのではないかなと実は思っております。これだと抑制的にしなさいというような感じに思えるわけでありまして、むしろ自殺の社会的な問題の背景とかをきちっと取り上げてもらうといったような方向、取り組みとかをしっかりと取り上げてもらったほうが私は自殺対策にはなるのではないかなと。多分県庁が自殺の勉強会しますからマスコミの連中に出てきてくださ

いと言ったって、これは担当者なんか出てきませんよ。せいぜい少し一線を終わった部長たちが出てきて、大変だったなという話で終わりますよ。現場の記者なんか来るわけない、私の経験からいうと。もう少し実効性のあるものにしたほうがいいと思います。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 自殺原因不詳の方、理由の不詳の方への対応でございますけれども、ほかの例えば経済、生活問題を理由にされる方は、職域での対策とか、あるいは高齢者については孤独化させないような地域での取り組みが必要だとか、そういうさまざまな対応が考えられるわけですが、不詳ということになりますと、やっぱりどういった対応をとればいいのかということが見えてこないですので、やっぱり地域にある、さまざまな相談役の人——民生委員だとか、あるいは自治会の会長ですとか、保健推進員の方ですとか、さまざまな相談を担っている方々があると思いますので、そういった方々に地域でのそういうおそれのある方を早めに見つけていってもらいたいということが考えられることとしてはあるのではないかなと思います。理由がわからないまま、何にスポットを当ててその方への対応をとったらいのかというのがわかりませんので、まずはやっぱりちゃんと人間関係をつくる、地域でつくっていくということがこういう方を減らしていくのではないかなと思っております。

それから、まだ自殺の問題は地域に行くタブー視されていたり、あるいは個人の問題にされてしまうような傾向があるということだと思いますけれども、これは久慈の例なんかはまさにそうではないかなと思いますけれども、やっぱり健康教育ですとか、地域のさまざまな機会を通じて自殺の問題を広くタブー視しないできちんと話していくと、そういったことがやっぱり個人の問題にさせないということにつながってくると思いますので、各地域で自殺は個人の問題ではなくてさまざまな要因が、亡くならざるを得ないような状況になったのだ、いわゆる社会的な問題なのだということをきちんと粘り強く普及啓発をしていくということが大事になってくると思いますので、そうした取り組みは今後も続けていきたいなと思います。

それから、マスコミの関係の研修会をしていくと、アクションプランにのせておりますが、これは国の自殺対策担当している内閣府などでも問題視しているわけですが、例えば若年のアイドルの方の自殺なんかは過剰に報道されると後追いが必ず出てくると言われておりますので、基本的にマスコミが自殺の問題を取り上げる取り上げ方についてガイドラインのようなものが国で出ておりますので、そうしたものをみんなで一緒に勉強したいなと考えております。

避けてほしいなと私が思っているのは場所ですね、具体的な場所ですとか、それから自殺の手法ですね、それについての報道はできれば避けてほしいと考えております。これは国のガイドラインでもそういった内容が書かれておりますので——例えば山梨県が警察統計では断トツの1位なのですけれども、やっぱり樹海が名所になってしまっているという、そういう問題があるのです。ですから、例えばあそこから飛びおりたとかという報道がされると、そこに集まる可能性がないわけではないということも考えられますので、報道のあり方に

については委員おっしゃるとおりに社会問題としてとらえていただいて報道されることはやぶさかではありませんが、後追いを招くような報道の仕方については十分注意をしてほしいと考えておりますので、そういったところの研修などをしたいと考えております。

○岩淵誠委員 要望して終わりますが、いずれいろいろ自殺対策をされておられて成果が上がったもの、思ったほどでなかったものとかいろいろあるかと思うのですが、新しい取り組み、既存の取り組みやるにしても、やっぱり根本的な社会の自殺に対する考え方というもの、それを受けとめる地域の考え方というのは、地道な活動になりますけれども、やはりもう少し成熟化させていかないと、どんなにすばらしい先進的なものを取り組んだとしても、やはり地域との間あるいは現場との間で乖離が出てしまいますので、それはそのときはいいかもしいけれども、次につながるものにならないと私は思っております。そういう意味で、マスコミの役割というのも大きいかと思うのですが、いずれ社会全体でということ、個人の問題にしないということをもう少し力点を置いてやることを要望して終わります。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。委員の皆様には次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情2件及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、こころのケアについてといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。おって継続審査及び継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

なお、委員の皆様への連絡事項でございますが、当委員会の県内の日帰り調査につきましては、来年1月18日に実施いたします。おって通知いたしますので、御参加をお願いします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。